

長崎市国土強靱化地域計画(案)

令和2年 月
長崎市

目 次

第1章 長崎市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け.....	1
第1節 長崎市国土強靱化地域計画の趣旨.....	1
第2節 長崎市地域計画の位置付け.....	1
第3節 計画期間.....	1
第2章 基本的な考え方.....	3
第1節 基本目標.....	3
第2節 事前に備えるべき目標.....	3
第3節 基本的な方針.....	4
第3章 長崎市の地域特性及び災害想定.....	5
第1節 地域特性.....	5
第2節 災害想定と記録.....	7
第4章 脆弱性評価.....	12
第1節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定.....	12
第2節 評価結果.....	14
第5章 長崎市地域計画の推進方針.....	15
第1節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針.....	15
第2節 指標.....	58
第1節 市の他の計画等の必要な見直し.....	59
第2節 長崎市地域計画の進捗管理.....	59
第3節 施策の重点化.....	60
第4節 プログラム推進上の留意点.....	62
用語解説.....	89

第1章 長崎市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

第1節 長崎市国土強靱化地域計画の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年(2013年)12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、平成26年(2014年)6月には「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を、また、長崎県においては、平成27年(2016年)12月に「長崎県国土強靱化地域計画」(以下「県地域計画」という。)を策定し、平成29年(2018年)12月には第一回目の改訂を行ったところである。

長崎市国土強靱化地域計画(以下「長崎市地域計画」という。)は、基本法の趣旨を踏まえ、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、事前予防、平時の備えを含む防災対策の一層の充実強化を図るため、地域の脆弱性評価を実施し、強靱な地域づくりのための計画を策定するものである。

第2節 長崎市地域計画の位置付け

長崎市地域計画は、これまでに取り組んできている防災・減災対策の取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図るとともに、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、強靱な地域づくりを総合的、計画的に推進するために、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。また、地域強靱化の観点から、長崎市総合計画(以下「総合計画」という。)との調和を図るとともに、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

長崎市地域計画の内容は、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。ただし、今回の計画期間については、長崎市第5次総合計画(前期基本計画)の終期と合わせることにし、令和2年度(2020年度)から令和7年度(2025年度)までの6年間とする。

ただし、状況の変化に応じて、随時見直すものとする。

「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模自然災害等」という。)に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、

国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第2章 基本的な考え方

本市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ(最悪の事態)の設定や課題の検討、対応方針の検討を行うことが重要である。大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び離島・半島を有する本市の特性、国の基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、4つの基本方針、9つの事前に備えるべき目標を設定する。

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の9つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。
- ⑨ 離島・半島の孤立地域の発生を回避する。

第3節 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 強靱化の取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組みを推進する。
- ・本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化と潜在力を引き出す。
- ・地域間連携の強化による相互応援体制を構築する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組みを推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の耐震化やインフラ整備などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携し役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 長崎市の地域特性及び災害想定

第1節 地域特性

1 地形・地質等

本市は南を長崎半島の中央を連ねる八郎山系、西及び北を西彼杵半島の一角をなす稲佐山、岩屋山を結ぶ山脈に囲まれ、浦上川、中島川の両水系によって形成された平地部分と、それにつながる丘陵地帯の限られた部分が市街地となり、西南に港を抱いている。丘陵と山が海岸線に迫っているため、一般に地形が急傾斜で平地に乏しいため、家屋は傾斜面に沿って山腹に向かい特異な市街地を形成し、土砂災害警戒区域は他都市と比較して非常に多い。中央部の平坦地は往年海であったところが多く海面を漸次埋立てて造ったものであるため、平地の標高が低く、最低地は大潮時に一部冠水するところもある。市街地の中心を流れる河川は浦上川、中島川、銅座川、大浦川等で、いずれも山の谷あいを縫って長崎港内にそそぎこんでおり、平坦地に乏しく地形が急峻であり、これらの川はいずれも河道が短い。また、地質のほとんどは新火山岩からなり、周辺の間々には所々に火山岩の形で露出している箇所が見られ、かん木の繁っているところが非常に多く、その地質は浸透性に乏しい。以上の地形条件のため、本市は、集中豪雨時の河川の溢水、市街地の冠水、斜面の崩壊等に際して被害を受けやすい都市構造となっており風水害に弱い特質である。

2 気象概況

九州西岸に位置する本市は、九州西方を北上する黒潮等の暖水の影響を受け温暖な気候で、特に冬期の平均気温は近傍の佐賀市や熊本市に比べて1℃以上高い。年降水量の平年値は1,857.7 mmで、これは宮崎、鹿児島を除く九州5県の県庁所在地の平年の降水量の平均値におおむね相当している。

第1表 月最大24時間降水量

	降水量(mm)	年月日	起因事象
1位	552.5	昭和57年7月23～24日	梅雨前線(長崎大水害)
2位	387.5	昭和3年6月27～28日	低気圧
3位	344.0	平成元年7月28日	台風第11号
4位	328.6	大正14年9月16～17日	低気圧
5位	315.5	大正11年9月4～5日	低気圧

(統計期間 明治30年～平成30年)

第2表 日最大1時間降水量

	降水量(mm)	年月日	起因事象
1位	※127.5	昭和57年7月23日	梅雨前線(長崎大水害)
2位	102.0	昭和56年9月25日	寒冷前線
3位	87.8	大正12年9月5日	台風*
4位	86.2	昭和2年8月27日	大気不安定*
5位	86.0	昭和60年9月22日	低気圧

※127.5mmは、19:20~20:20の間に降った1時間雨量

(統計期間 明治30年~平成30年)

第3表 日最大風速・風向

	風速(m/s)	風向	年月日
1位	43.5	南南東	明治33年8月24日
2位	35.0	西北西	昭和17年8月27日
3位	33.8	東南東	昭和2年9月13日
4位	33.5	南西	大正8年8月16日
5位	32.4	南南東	昭和5年7月18日

(統計期間 明治11年~平成30年)

第4表 日最大瞬間風速・風向

	風速(m/s)	風向	年月日	起因事象
1位	54.3	南西	平成3年9月27日	台風第19号
2位	43.5	東南東	平成18年9月17日	台風第13号
3位	41.9	南西	平成16年9月7日	台風第18号
4位	41.5	南西	昭和32年12月12日	低気圧
5位	39.1	南東	平成5年8月10日	台風第7号

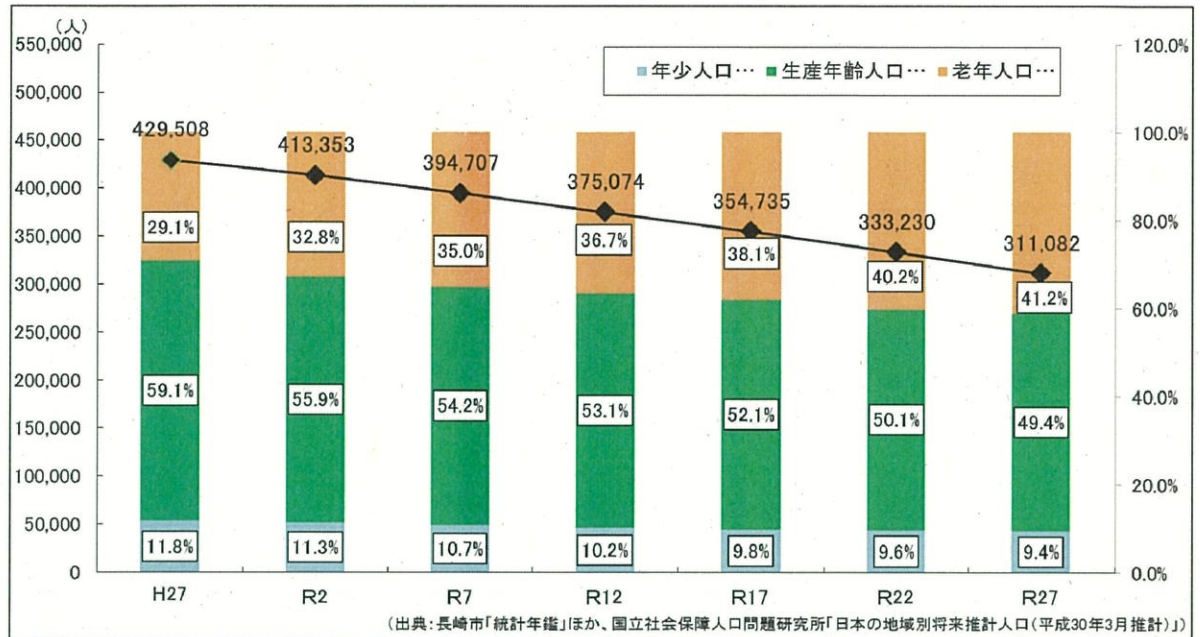
(統計期間 昭和26年~平成30年)

※古い資料のため不明確であることを示す。

注)大雨をもたらした起因事象は、例えば前線上を明瞭な低気圧が通過した場合は低気圧とし、台風と前線がある場合は台風とした。

3 人口

総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計



第2節 災害想定と記録

1 大雨・豪雨

本市の6月と7月の2ヶ月間の降水量の平年値は、629mmで年間の降水量の約1/3に相当する。特に梅雨末期には大雨が降り、昭和57年の長崎大水害のような集中豪雨による大災害が発生しやすいので嚴重な警戒が必要である。夏は太平洋高気圧に覆われておおむね晴れの天気となるが、上空に寒気が入ると大気の状態が不安定となり短時間に激しい雨が降り崖崩れや道路の冠水等の被害が発生することもある。また最近では、平成5年に太平洋高気圧の勢力が非常に弱く夏らしい夏にならず長雨冷夏で大きな被害が発生したこともある。

秋の大雨は主に台風の直接の影響もしくは秋雨前線上の低気圧が原因である。また、秋雨前線が九州北部から中部に停滞すると長雨になり、台風が九州の南西又は西海上にあって前線に向かって暖かい湿った空気を送り込むと大雨になりやすい(台風が九州の南海上にある場合は九州山地の東側で大雨になり、本市は比較的雨量は少なくなる)。

【過去の被災事例】

○7. 23 長崎大水害

昭和57年7月23日に本市を襲った集中豪雨は、降り始めから25日までの3日間に573mmを記録するという未曾有の降水量をもたらし、特に23日午後7時20分から午後8時20

分までの時間雨量は 127.5 mmに達し、このため全市にわたり多くの尊い人命と財産を奪うとともに経済活動、都市機能等に甚大な被害をもたらした。

(1) 人的被害

死者 258 人 行方不明者4人 負傷者 758 人

(2) 家屋の被害

全壊 447 棟 半壊 746 棟 一部壊 335 棟 床上浸水 14,704 棟
床下浸水 8,642 棟 その他非住家 1,669 棟

(3) その他の被害

農林関係 420 億円 水産関係 19 億円 土木関係 240 億円
商工関係 856 億円等被害総額 2,119 億円

(4) 主な被災地(10人以上の死者があった場所)

地区名	原因別	死者	行方不明
川平	土石流	34人	0人
奥山	山崩れ	23人	1人
鳴滝	土石流	23人	1人
芒塚	山崩れ	16人	1人
長谷	土石流	15人	0人
宿町	山崩れ	11人	0人

(5) 災害原因別死者の状況

原因別	件数	死者	不明	計	率
土石流・山崩れ	37件	223人	3人	226人	86%
がけ崩れ	5件	5人	0人	5人	2%
流失	20件	30人	1人	31人	12%
計	62件	258人	4人	262人	100%

(6) 主な公共施設被害状況

道路 1,113 箇所(国道 39、バイパス 10、県・市道等 1,064)
農地農道 1,917 箇所 林地林道 465 箇所 橋 51 箇所
市民病院(12 億円)、市民会館(5億6千万円)

(7) 都市施設の被害状況

施設名	被災状況	人員	復旧状況
水道(断水)	93,000 世帯	265,600 人	8/8 全面復旧
電気(停電)	62,000 世帯	204,600 人	7/26 全面復旧
都市ガス	42,000 戸	—	7/31 全面復旧
電話(不通)	12,000 台	—	8/4 全面復旧
鉄道(不通)	長崎～諫早	—	7/31 全面復旧

2 台風(強風・大雨・高潮・高波)

九州北部地方に1年間に接近する台風は平年で3.2個(昭和56年～平成22年)であり、主に7月から9月に襲来している。台風が東シナ海を北上し九州の北西岸に接近又は上陸する場合は勢力が衰え難く、台風の進行する方向の右側が最も風が強いため本市にとっては最悪のコースとなる。この場合、高潮に対する注意も必要である。また、台風は激しい雨を伴い、前線が九州北部から中部に停滞し前線に向かって東シナ海をゆっくり北上するような場合は数日間大雨が続くこともある。

【過去の被災事例】

○1991(平成3)年9月27日の台風第19号

平成3年9月13日09時、マーシャル諸島の東で発生した弱い熱帯低気圧は西へ進みながら次第に発達し、16日09時に台風第19号となった。台風は発達しながら西へ進み、22日フィリピンの東海上で進行方向を北西に変えた。23日15時から24日15時にかけて台風の中心気圧は925hPa、中心付近の最大風速は50メートル(大型で非常に強い勢力)と最も発達した。

この台風による最大風速は長崎で25.6メートル、佐世保で17.6メートル、最大瞬間風速は長崎で54.3メートル、佐世保で42.1メートルと記録的な暴風となった。

被害一覧表(長崎県)

被害種別	項目	被害数
人的被害	死者	5人
	行方不明	0人
	負傷	257人
建物被害	全壊	158棟
	半壊	2,458棟
	流失	—
	全焼	—
	半焼	—
	床上浸水	61棟
	床下浸水	138棟
	一部損壊	87,955棟
	非住家被害	11,964棟

3 地震・津波

長崎県が行った想定活断層による被害想定によると、本市で最大の震度が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合であり、震度4～6強が予測され、

一部地盤が軟弱な場所では震度7となることも予測される。この場合に被害が最も大きくなることが予測され、主な被害状況は次のとおりである。

- (1) 建物の大破棟数は、揺れ・液状化に伴うもので 15,677 棟、斜面被害に伴うもので 263 棟、また火災焼失被害は、冬の 18 時を想定すると 4,852 棟となり、大破・焼失棟数の合計は 20,792 棟である。
- (2) 揺れ、斜面被害及び火災(冬 18 時)による死者数の合計は 1,241 人と予測される。
- (3) 上水道施設は、2,685 箇所で被害が発生し、断水率は 82%である。
- (4) 下水道管渠は、被害延長 7.7km、被害率は 0.5%である。
- (5) 電柱は、107 柱に被害が発生し、停電率 12%である。
- (6) 電話柱では、99 柱に被害が発生し、機能支障率は 3.7%である。

なお、1981 年以前の旧耐震基準で建てられた建物が、全て 1981 年の新耐震基準以降の強度を有するよう耐震化されると、建物被害(大破棟数)を約 50%以上減少させることができるかとされている。

長崎県では、「津波防災地域づくりに関する法律」(平成 23 年法律第 123 号)第8条1項に基づき津波浸水想定図を発表した。

これは、津波発生時に住民の避難を柱とした総合防災対策を構築する上で「最大クラスの津波」※1 を想定したものであり、内閣府が公表した津波断層(「南海トラフの巨大地震モデル検討会」H24.8.29)と雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動(南縁連動)等長崎県が独自に想定した津波断層モデルのうち5ケースについて津波浸水シミュレーションを行った結果から最大となる浸水域と浸水深を表したものである。

この結果本市では、浸水面積が 450 ヘクタール、浸水深は、2m以上5m未満は 30 ヘクタール、1m以上2m未満 100 ヘクタール、30 cm以上1m未満は 230 ヘクタールとなっている。また、最高津波水位は、4m(T.P.+)※2 となることが指摘された。

※1 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成 23 年9月 28 日 中央防災会議)では、今後の津波対策構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

一つは、住民避難を柱とした総合防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」であり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす。

もう一つは、海岸堤防等の構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」である。

※2 (T.P.+)とは、東京湾平均海面からの高さを示している。

被害予測結果(長崎市)

		雲仙地溝北縁 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と 西部断層帯の 連動 (南縁連動)	島原沖 断層群	橘湾西部 断層帯	大村— 諫早北西付近 断層帯	
予測された震度		震度 4-6 弱	震度 4-6 強	震度 3-5 弱	震度 4-6 弱	震度 4-6 弱	
大破・ 焼失棟数	揺れ+液状化	4,101	15,677	0	352	33	
	斜面被害	108	263	0	148	92	
	火災焼失 被害	夏5時	2,059	2,950	0	169	5
		冬18時	3,029	4,852	0	2,373	15
	合計	夏5時	6,268	18,890	0	669	130
		冬18時	7,238	20,792	0	2,873	140
死者数	揺れによる被害	246	981	0	14	0	
	斜面被害	69	168	0	94	59	
	火災に よる被害	夏5時	38	55	0	3	0
		冬18時	56	92	0	42	0
	合計	夏5時	353	1,204	0	111	59
		冬18時	371	1,241	0	150	59

(参照:「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」平成 18 年3月 長崎県)

4 渇水

本市の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、過去に深刻な渇水被害を受けてきた。

【過去の被災事例】

○平成 6 年～7 年の渇水

平成6年の梅雨の降水量が、185.5ミリと平年の3分の1に終わり、降雨期である夏になっても、高温・小雨となった。その後の秋雨、台風も空振りになり、平成6年の年間降水量は、長崎海洋気象台観測史上最低の922ミリを記録した。平成7年の1月から3月にかけても、小雨傾向は続き、平成6年度の降水量は904.5ミリと平年の2分の1となった。

平成6年10月末には、貯水率が30パーセントを割り、極めて憂慮すべき事態となったため、島原市から日量最大10,000立方メートル、千々石町から日量最大20,000立方メートルの支援水を海上輸送で受け入れた。支援水の受け入れは平成6年12月から翌年4月末に中止するまでの間、島原市から985,600立方メートル、千々石町から2,497,800立方メートル、計3,456,400立方メートルもの支援水を受け入れた。これは貯水率にして20.5パーセントにあたる。なお、平成6年の渇水での貯水率の最低値は18.8パーセントである。

第4章 脆弱性評価

国の基本計画では、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」にあたっては、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、部局横断的な「プログラム」(目的を達成するための施策の集まり)を検討するアプローチが導入されており、本計画においても国が用いた手法を参考にして実施した。

第1節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる44の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)(44項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
		2-8	国内外からの観光客等が適切な情報を得ることができないことによる混乱、また、避難施設の不足及び水・食料等の供給不足
		2-9	災害発生時における斜面市街地等での狭隘な道路や階段が多いことによる避難困難や、消防・救急活動の阻害
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-7	災害等による貴重な文化財等の損壊、喪失等により、長崎らしさが失われる事態
9	離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

第2節 評価結果

脆弱性評価結果は巻末の別表「長崎市国土強靱化地域計画に関する脆弱性評価」のとおり。

第5章 長崎市地域計画の推進方針

第4章に示した脆弱性評価の結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、担当部局を明確にしたうえで、関係部局等との推進体制を構築し、必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性、効率性が確保できるよう十分に配慮する。

第1節 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

①住宅・建築物の耐震化〔再掲:2-9-①〕

住宅(市営住宅を含む)・建築物の倒壊などによる、大きな人的被害や物的被害軽減を図り、安全・安心なまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業(建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策)を推進する。

また、大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策を推進する。

[主な取組]

- ◇住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修設計・耐震改修工事等に要する費用の一部助成等
- ◇大規模盛土造成地の変動予測調査及び滑動崩落防止事業の推進
- ◇大規模盛土造成地マップの作成及び公表
- ◇ブロック塀等の除却に要する費用の一部助成等
- ◇市営住宅の耐震化のための建替等

(建築部)

②公共施設等の耐震化〔再掲:3-1-①〕

公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

[主な取組]

- ◇市庁舎の建替え
- ◇学校、児童福祉等施設及び市有施設のブロック塀の撤去又は改修
- ◇認可保育所等の大規模修繕又は改築に要する費用の一部補助
- ◇老朽化した未活用の市有財産解体
- ◇社会福祉施設等の耐震等に要する費用の補助

(市有施設等を所管する担当部局)

③多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の倒壊などによる大きな人的被害や物的被害の軽減を図り、安心・安全なまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業(多数の者が利用する建築物の耐震化)を推進する。

[主な取組]

◇市庁舎の建替え

◇多数の者が利用する一定規模以上の民間の特定既存耐震不適格建築物に係る耐震診断に要する費用の一部の助成等

◇耐震診断を義務付けられた民間の要緊急安全確認大規模建築物(不特定かつ多数の者が利用する用途及び避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する用途で大規模な建築物)に係る耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部の助成等

◇耐震改修促進法による民間の要緊急安全確認大規模建築物(商工部の所管では「店舗」)の耐震診断・補強設計・耐震改修に対する支援情報等の周知

◇民間の市街地再開発事業等に対する支援

(大規模建築物を所管する担当部局)

④交通施設、沿線・沿道建物の耐震化〔再掲：7-3-①〕

港湾、鉄道等の交通施設及び緊急輸送道路沿道建築物の複合的倒壊等による多数の者の避難や応急対応に障害が生じることを防ぐため、住宅・建築物安全ストック形成事業(交通施設及び沿線・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化)を推進する。

[主な取組]

◇避難港の耐震化

◇民間の緊急輸送道路沿道建築物に係る耐震診断及び耐震改修設計に要する費用の一部助成等

◇流通拠点漁港の耐震化(県管理 長崎漁港)

◇鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づき、管理する設備等の性能を把握するために定期検査を実施し、検査結果に応じた必要な措置を講じている。

(まちづくり部、水産農林部、建築部)

⑤路面電車・バスの安全確保のための施設整備〔再掲：7-3-②〕

施設の倒壊等による路面電車・バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化した電車停留場やバス停留所の上屋などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

[主な取組]

◇電車停留場及びバス停上屋の整備・改修

(まちづくり部)

⑥公共施設等の漏水対策

建物の天井、外壁等から漏水した場合の施設内機器の破損、電気系統のトラブルによる火災、人的被害を防止するため、漏水対策を推進する。

[主な取組]

- ◇実地調査・設計
- ◇防水工事
- ◇止水工事

(市有施設等を所管する担当部局)

⑦無電柱化等[再掲:1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、5-4-④、6-1-⑤、6-4-②]

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

- ◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

【関連個別事業】

- ブロック塀等除去費補助
- 宅地のがけ災害対策費補助
- 安全・安心住まいづくり支援事業(木造戸建住宅耐震化事業)
- 民間建築物耐震化推進費補助
- 公営住宅等整備事業
- 住宅地区改良事業
- 公営住宅等ストック総合改善事業
- 改良住宅等ストック総合改善事業
- 要緊急安全確認大規模建築物耐震化推進費補助
- JR長崎本線連続立体交差事業
- 九州新幹線西九州ルート建設事業
- 港湾改修・海岸対策等事業
- 水産業費負担金(県施行事業費負担金)
- 市街地再開発事業(新大工町地区/浜町地区)
- 優良建築物等整備事業
- 夜間景観整備事業
- 誘導案内サイン整備事業
- 市有財産解体費
- 【補助】児童福祉等施設整備事業費
- 【単独】児童福祉施設整備事業費
- 【補助】児童福祉施設整備事業費
- 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金
- 放課後児童健全育成費(放課後児童健全育成事業)
- 【補助】母子生活支援施設整備事業費
- 【補助】高齢者福祉施設整備事業費補助金
- 障害者福祉施設整備事業費補助金
- 新市庁舎建設事業
- 改修事業:長崎港/伊王島港/神ノ浦港/池島港
- 長崎県大規模建築物耐震化支援事業(社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)及び耐震対策緊

急促進事業

■長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業(社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金))

多数の者が利用する建築物の耐震診断助成

緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震診断助成

緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震改修計画作成助成

ブロック塀等の安全確保に関する事業

■【無電柱化】:一般国道 499 号電線共同溝事業/一般国道 206 号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町 1 号線/尾上町八千代町1号線/尾上町2号線/籠町稲田町1号線/八千代町尾上町1号線/八千代町宝町1号線/尾上町1号線

1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

①防火対策の推進

住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

[主な取組]

◇建物の防火安全性の向上

◇住宅防火対策の推進

◇関係団体及び関係部局との連携

◇活動困難予想区域警防計画の策定

(消防局、建築部)

②土地区画整理事業等の推進〔再掲:7-1-②〕

住宅密集地や市街地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、土地区画整理事業等を施行し、密集市街地等における災害に強いまちづくりを推進する。

[主な取組]

◇土地区画整理事業の推進

◇斜面市街地再生事業の推進

◇地震時等に著しく危険な密集市街地の解消

(まちづくり部、中央総合事務所)

【関連個別事業】

■防火対象物の予防査察及び一般家庭の防火訪問

■警防計画の策定

■斜面市街地再生事業:江平地区/稲佐・朝日地区/北大浦地区/南大浦地区/水の浦地区/立神地区/立山地区

■長崎駅周辺土地区画整理事業

■東長崎平間・東地区土地区画整理事業

■改修事業:長崎港/伊王島港/神ノ浦港/池島港

■高潮対策事業:長崎港/東望港/形上/年崎

■高島海岸老朽化対策事業

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

①避難場所等の確保、避難所の耐震化等

大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。

また、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

[主な取組]

◇講話等による危険個所の周知及び津波への対応の周知

◇要配慮者利用施設の避難確保計画策定の促進

(防災危機管理室、消防局、理財部、各総合事務所、教育委員会)

②海岸堤防等の老朽化対策の推進

海岸堤防等の倒壊等による、浸水被害等の発生を抑えるため、海岸堤防等の施設の点検・整備を行うなど老朽化対策を推進する。

[主な取組]

◇海岸保全施設の長寿命化計画策定

◇対策工事の実施

◇港湾改修・海岸対策等事業

◇県との連携

(まちづくり部、水産農林部、各総合事務所)

③水門等の効果的な管理運用

大規模津波等の発生時に、水門が閉鎖されていないことによる、大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、開口部において階段又はゲート(常時閉鎖)構造にすることで、非常時の人為的操作を不要とし、安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

[主な取組]

◇開口部対策

◇関係部局、県との連携。

(水産農林部、該当総合事務所)

④津波避難対策等の住民周知等

大規模津波等の発生時に、建築物の損壊・浸水による、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、津波避難対策等の住民周知を図る。

[主な取組]

◇自治会長等を対象とした地区別防災講習会や出前講座の実施

(防災危機管理室)

⑤高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路について、本市の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

〔主な取組〕

◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環上線等道路の整備促進

(土木部)

⑥無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、6-1-⑤、6-4-②〕
1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

〔主な取組〕

◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

⑦漁港施設の静穏度確保及び海岸保全区域の越波対策

被害調査や地域からの意見聴取による情報収集を行い、事業実施が必要か精査する。

〔主な取組〕

◇防波堤の改良工事等

(水産農林部)

【関連個別事業】

■【単独】漁港施設小規模改良事業費 漁港(総合事務所)

■【道路新設改良事業】：江平浜平線、中川鳴滝3号線、虹が丘町西町1号線、相川町四杖町1号線、清水町白鳥町1号線、土井首町磯道町線、川上町出雲線、大橋町赤迫1号線

■港湾改修・海岸対策等事業

■市有財産耐震化推進費

■【高規格・地域高規格道路の供用延長】：長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)

幹線道路(国県道)の供用延長：一般国道34号(新日見トンネル)/一般国道499号(栄上拡幅)/一般国道499号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道324号(滑川地区)/都市計画道路・滑石町線(大神宮工区)

■【無電柱化】：一般国道499号電線共同溝事業/一般国道206号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線/一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)

■社会資本整備総合交付金(海岸事業)東望海岸高潮対策事業

■防火対象物及び危険物施設の予防査察

- 災害対策活動費
- 自然災害防止事業
- 【補助・海岸事業】農山漁村地域整備交付金：海岸堤防等老朽化対策/たちばな漁港護岸改良(島の前地区)/為石漁港海岸保全施設整備
- 【補助・漁港事業】農山漁村地域整備交付金(漁村再生交付金) 野野串漁港防波堤改良
- 水産業費負担金(県施行事業費負担金)

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①河川改修等の治水対策の推進

大規模洪水による甚大な浸水被害の発生を抑えるため、河川改修や公共下水道(雨水)の整備推進を図る。

[主な取組]

◇準用河川・普通河川・公共下水道(雨水)の整備推進

(土木部、各総合事務所、上下水道局)

②防災情報の提供

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や長崎市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、洪水ハザードマップなど情報の入手方法の周知等のソフト対策を推進する。

[主な取組]

◇自治会長等を対象とした地区別防災講習会や出前講座の実施

(防災危機管理室、秘書広報部、各総合事務所)

③内水対策に係る人材育成

広域かつ長期的な市街地の浸水被害を抑えるため、内水対策をより迅速に対応できる人材(職員)の育成を推進する。

[主な取組]

◇浸水対策に係る研修会等への参加

(防災危機管理室、上下水道局)

【関連個別事業】

- 【単独】自然災害防止事業費 河川
- 都市基盤河川改修事業(江川川/大井手川)
- 中島川広域河川改修事業
- 中島川施設機能向上事業
- 総合流域防災事業(江川/鹿尾川)
- 長崎水害緊急ダム事業(浦上ダム)
- 災害対策活動費
- インターネット情報発信費
- 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)
- 下水道ストックマネジメント事業
- 公共下水道雨水建設事業

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長年にわたり国土の脆弱性が高まる事態

①土砂災害対策の推進

市内の土砂災害危険箇所における整備率が低い状況であることを踏まえ、県等と連携して、大規模な土砂災害の発生リスクを抑え人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

[主な取組]

◇砂防施設等の整備推進等

(各総合事務所)

②治山事業の促進〔再掲:7-6-③〕

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

[主な取組]

◇治山事業の実施について県と連携し促進

(水産農林部)

③警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域の周知を図る。

[主な取組]

◇自主防災組織の結成及び活動活性化

◇自治会長等を対象とした地区別防災講習会や出前講座の実施

(防災危機管理室、各総合事務所)

④地域防災力の向上と人材育成

自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、市民防災リーダー等の人材育成を推進する。

[主な取組]

◇自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災講習会の開催

◇市民防災リーダー及びながさき防災サポーターの養成

◇地域コミュニティ連絡協議会の設立支援・運営支援

◇自治会活動の手引きの作成及び自治会長への配布

◇新任自治会長等を対象とした自治会活動研修会の実施

(防災危機管理室、企画財政部、市民生活部、各総合事務所)

⑤立地適正化計画による安全・安心な場所への居住誘導〔再掲：2-9-④〕

立地適正化計画で定めた居住誘導区域に居住を誘導することで安全で暮らしやすい都市づくりを進める。

(まちづくり部)

【関連個別事業】

- 【単独】自然災害防止事業費 急傾斜地崩壊対策
- 河川海岸費負担金 急傾斜地崩壊対策事業費
- 夜間景観整備事業
- 誘導案内サイン整備事業
- 自主防災組織活動費
- 砂防事業：宮川/千代譲川(二)/竿浦川(ハ)
- 火山砂防事業：水頭川/矢の平川/大宮川(二)/三川川(ヌ)/大坂川(二)/紅葉谷川(イ)/紅葉谷川(ロ) 立岩川(ヘ)/立岩川(ホ)/小ヶ倉川(イ)/小江小浦川(ホ)/小江原川(二)/鳴見川(チ)
- 事業間連携砂防事業：田子ノ浦川/畝刈川/草住川
- 地すべり対策事業：上黒崎地区/曾段田地区/以下宿地区
- 急傾斜地崩壊対策事業：三川(3)地区/田中(2)地区/小ヶ倉1丁目(4)地区/片淵3丁目地区/赤迫(2)地区/多以良(4)/滑石3丁目(4)/大宮(3)地区/若竹(4)地区/大園(4)地区/川平(1)地区/金堀(6)地区/西北(5)地区/滑石3丁目(5)地区/金堀(1)地区/田中(61)地区/大浜(19)地区/滑石5丁目(6)地区/戸町2丁目(7-1)地区/戸町2丁目(7-2)地区/現川地区/上開田地区
- 急傾斜地崩壊対策事業：塩町地区/古賀(1)地区/三川(8)地区/東町地区/田上(6)地区/平間(2)地区/深堀5丁目地区/三川(16)地区/深堀4丁目地区/小峰(1)地区/入船(7)地区
- 長崎南圏域砂防設備等緊急改築事業
- 長崎南圏域急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業
- 長崎南圏域総合流域防災事業(砂防事業等)
- 地域コミュニティ推進事業費
- 地域コミュニティ推進交付金

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

①情報伝達手段の多様化等〔再掲：4-2-①〕

全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線の他、防災メールやテレビのデータ放送など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

[主な取組]

◇SNSの活用など、新たな情報伝達手段の導入検討

(防災危機管理室、秘書広報部)

②道路情報提供表示装置(道路情報板)の整備

情報伝達の不備による避難行動の遅延に基づく逃げ遅れの発生から人的被害を防ぐため、道路情報提供表示装置(道路情報板)の新設・更新及び機能の高度化・迅速化を図る。

[主な取組]

◇関係機関との連携した道路情報提供装置(道路情報板)の整備

(土木部)

③長崎市職員の人員確保・体制整備

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員確保・体制整備を図る。

[主な取組]

- ◇各種タイムラインの継続的な見直し
- ◇非常配備体制の整備

(総務部)

④災害発生時の情報発信

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションをするなど訓練を行う。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

[主な取組]

- ◇災害対策本部設置訓練総合防災訓練等における情報伝達訓練の実施
- ◇防災行政無線、ホームページ等の運用
- ◇観光施設対応訓練の実施

(防災危機管理室、秘書広報部、文化観光部)

【関連個別事業】

- インターネット情報発信費
- 災害対策活動費
- 防災行政無線維持管理費

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止

①水道施設の耐震化〔再掲：6-2-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇水道管路の耐震化の推進
- ◇水道施設の耐震化の推進

(上下水道局)

②物資輸送ルートの確保

陸上からの物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

[主な取組]

- ◇橋りょう及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施

(土木部、各総合事務所)

③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本市の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

[主な取組]

- ◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進
- ◇長崎市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などの強化
- ◇集積・備蓄拠点周辺道路の拡張

(土木部)

④備蓄物資の供給体制等の強化〔再掲：5-6-①、9-1-⑤〕

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

[主な取組]

- ◇協定締結団体との情報伝達訓練の実施
- ◇災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し
- ◇物資の受配送訓練の実施
- ◇各総合事務所管内の人口割に応じた備蓄
- ◇全国市長会と特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの協定に基づく、支援物資及び運送手段等の調整
- ◇受援体制の強化

(防災危機管理室、総務部、市民健康部)

⑤医療用資機材・医薬品等の供給体制の強化

長崎みなとメディカルセンターなどをはじめ、市内3箇所の災害拠点病院における医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、県等関係機関との連携や調整等を強化し、円滑な供給体制の構築を推進する。

[主な取組]

- ◇県等関係機関との連携や調整等の強化

(市民健康部)

⑥医療用資機材・医薬品等の備蓄

大規模災害発生初動期において、災害時拠点病院としての機能を担うために必要な医療用資機材・医薬品等の備蓄を行うとともに、定期的に備蓄品の状況確認を行う。

また、被災状況に応じ救護所を設置するため、災害時協力病院や市医師会等との連携を進める。

[主な取組]

- ◇診療材料の備蓄及び医薬品の備蓄の検討
- ◇市医師会等との災害協定締結

(市民健康部)

⑦応急給水体制の整備

水道施設の被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

[主な取組]

- ◇上下水道局初期活動訓練の実施
- ◇日本水道協会主催の合同訓練への参加
- ◇非常用給水袋の備蓄

(上下水道局)

【関連個別事業】

- 【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金)道路構造物等補強
- 【単独】農業用施設整備事業費 農道
- 【単独】林業用施設整備事業費 林道
- 【補助】林業用施設整備事業費(農山漁村地域整備交付金) 林道
- 【道路新設改良事業】:江平浜平線/中川鳴滝3号線/虹が丘町西町1号線/相川町四杖町1号線/清水町白鳥町1号線/土井首町磯道町線/川上町出雲線/大橋町赤迫1号線
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】:長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)
- 幹線道路(国県道)の供用延長:一般国道34号(新日見トンネル)/一般国道499号(栄上拡幅)/一般国道499号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道324号(滑川地区)/都市計画道路滑石町線(大神宮工区)
- 災害対策活動費
- 生活基盤施設耐震化交付金事業
- 水道施設耐震化事業(老朽管・水道施設)
- 災害時緊急医薬品等備蓄事業

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

①避難場所等の確保、避難所の耐震化等

災害の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者の発生を抑えるため、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。

また、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

[主な取組]

- ◇講話等による危険個所の周知及び津波への対応の周知を行う。
- ◇要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進する。

(防災危機管理室、消防局、理財部、各総合事務所、教育委員会)

②避難所生活での感染症の流行等やエコミークラス症候群等の疾患への対策の推進〔再掲:2-7-③〕

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症(いわゆるエコミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

[主な取組]

- ◇継続した避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用の推奨
- ◇トイレ環境の向上対策の検討
- ◇エコミークラス症候群対策の周知及び予防運動の先導
- ◇心の健康状態を把握し、要援護者への早期介入と継続的な介入
- ◇避難所生活が長期化した場合の保健師等派遣要請や受入体制の整備

(市民健康部)

③電力供給遮断時の電力確保〔再掲:3-1-②、6-1-①〕

電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。

[主な取組]

- ◇備品等(非常用発電機等)の活用による電力確保
- ◇連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討
- ◇市民、事業所による太陽光発電システムと蓄電池導入への補助
- ◇災害協力協定の活用による発電機等の確保

(防災危機管理室、環境部)

④避難所運営改善

避難所運営にあたっては、避難所のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮した避難所設営・運営マニュアルへ見直しを行い、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施する。

(防災危機管理室、市民生活部)

⑤避難行動要支援者への支援

要支援者本人及び地域の避難支援等関係者の自助・共助の意識を高めるための取組みを行うことにより、避難行動要支援者の迅速な一時避難及びその後優先度の高い者からの二次避難(福祉避難所)への避難支援を構築する。

[主な取組]

- ◇マイ避難所運動、避難行動要支援者名簿提供の同意、防災訓練の参加等の推奨
- ◇平常時からの見守り・声かけ、ささえあい体制の推進

(防災危機管理室、福祉部、市民健康部、こども部、各総合事務所)

⑥拠点避難所の整備〔再掲：8-6-①〕

大規模地震等により多くの建物や宅地が被災した場合、多くの避難者が公営住宅や仮設住宅等に入居するまでの長期間、慣れない環境での避難所生活を強いられ、避難環境の改善が課題となっている。このため、その対策として、避難者の健康面や衛生面などに配慮し、長期の避難所生活に対応できるよう環境・設備を備えた拠点避難所を整備する。

〔主な取組〕

- ◇窓ガラスの地震等対策、非常用発電機等(収納庫含)の整備
- ◇空調・シャワー・洋式トイレ・調理設備の整備
- ◇多目的トイレの整備

(防災危機管理室)

【関連個別事業】

- 市有財産耐震化推進費
- 防火対象物及び危険物施設の予防査察
- 災害対策活動費
- 避難行動要支援者支援事業
- 難病患者地域支援事業
- 【単独】拠点避難所整備事業費

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①孤立集落対策の推進

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にいき、災害に強い道路づくりを推進する。

〔主な取組〕

- ◇道路橋の点検・診断の実施
- ◇農林道橋の補修の実施
- ◇道路災害防止事業の推進

(各総合事務所、水産農林部)

②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-1-③、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③、5-5-⑤、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本市の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

〔主な取組〕

- ◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進

(土木部)

③無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

〔主な取組〕

◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

【関連個別事業】

- 【単独】農業用施設整備事業費 農道
- 【補助】林道開設事業費(地方創生道整備推進交付金)内藪線
- 【単独】林業用施設整備事業費 林道
- 【補助】林業用施設整備事業費(農山漁村地域整備交付金) 林道
- 【単独】自然災害防止事業：農道/林道/道路
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】：長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)(西日本高速道路(株))
- 幹線道路(国県道)の供用延長：一般国道 34 号(新日見トンネル)/一般国道 499 号(栄上拡幅)/一般国道 499 号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道 324 号(滑川地区)/都市計画道路 滑石町線(大神宮工区)
- 【無電柱化】：一般国道 499 号電線共同溝事業/一般国道 206 号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線/ 一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町 1 号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)

2-4 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

①消防の体制等強化

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

〔主な取組〕

◇緊急消防援助隊などの応援隊の受入体制の整備

◇消防団員の加入促進

(総務部、消防局)

②情報通信機能の耐災害性の強化

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する。

〔主な取組〕

◇停電時における情報通信機器類の電源確保の検討

(総務部、消防局)

③DMATとの連携〔再掲:2-6-②〕

大規模災害に備え県内や他都市への広域的な応援体制を含めた適切な医療体制の在り方について県等関係機関との連携を図る。

〔主な取組〕

◇大規模地震訓練への参加

(市民健康部)

【関連個別事業】

- 災害対策活動費
- 自家用発電設備等の設置
- 緊急消防援助隊受入を想定した訓練の実施
- 消防団員加入促進事業

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶

①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲:1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-6-⑤、5-1-③、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路について、本市の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

〔主な取組〕

◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進

(土木部)

②無電柱化等〔再掲:1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

〔主な取組〕

◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

【関連個別事業】

- 【道路新設改良事業】：江平浜平線/中川鳴滝3号線/虹が丘町西町1号線/相川町四杖町1号線/清水町白鳥町1号線/土井首町磯道町線/川上町出雲線/大橋町赤迫1号線
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】：長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)
- 幹線道路(国県道)の供用延長：一般国道34号(新日見トンネル)/一般国道499号(栄上拡幅)/一般国道499号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道324号(滑川地区)/都市計画道路滑石町線(大神宮工区)

■【無電柱化】：一般国道 499 号電線共同溝事業/一般国道 206 号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線 /一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町 1 号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町 1 号線(尾上町～尾上町)/尾上町 2 号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町 1 号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町 1 号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町 1 号線(八千代町～宝町)/尾上町 1 号線(尾上町～上町)

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①医療救護活動の体制整備

救護所における医療従事者の確保を図るため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

[主な取組]

◇会議等を通じた関係機関等との連携強化の推進

(市民健康部)

②DMAT との連携[再掲:2-4-③]

大規模災害に備え県内や他都市への広域的な応援体制を含めた適切な医療体制の在り方について県等関係機関との連携を図る。

[主な取組]

◇大規模地震訓練への参加

(市民健康部)

③EMIS の活用

医療機関等において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)のさらなる活用を進める。

[主な取組]

◇県や長崎市医師会と連携し、医療機関への EMIS 活用に係る情報提供

◇災害訓練時における EMIS の活用訓練の実施

(市民健康部)

④災害対応マニュアルなどの見直し

災害時の医療体制を確保するため、災害対応マニュアル及び業務継続計画(BCP)について、継続的に内容の見直しを行う。

[主な取組]

◇災害対応マニュアル及び BCP の継続的な見直し

(防災危機管理室、市民健康部)

⑤高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、5-1-③、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路について、本市の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

〔主な取組〕

◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進

(土木部)

⑥無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

〔主な取組〕

◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

【関連個別事業】

- 【道路新設改良事業】：江平浜平線/中川鳴滝3号線/虹が丘町西町1号線/相川町四杖町1号線 / 清水町白鳥町1号線/土井首町磯道町線/川上町出雲線/大橋町赤迫1号線
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】：長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)
- 幹線道路(国県道)の供用延長：一般国道34号(新日見トンネル)/一般国道499号(栄上拡幅)/一般国道499号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道324号(滑川地区)/都市計画道路 滑石町線(大神宮工区)
- 災害対策活動費
- 【無電柱化】：一般国道499号電線共同溝事業/一般国道206号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線/一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模な発生

①感染症の発生・まん延防止

浸水被害等による感染症の発生予防やまん延防止のため、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を図る。

〔主な取組〕

◇浸水した家屋の清掃時の感染症対策の周知

(市民健康部、環境部)

②汚水処理施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上〔再掲:6-3-①〕

汚水処理施設の被災時に、疫病・感染症等の発生を防ぐため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、長崎市上下水道局公共下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の継続的な見直しや訓練を実施する。

[主な取組]

- ◇老朽化対策に併せた汚水管路の耐震化の推進
- ◇下水道BCPの継続的な見直しや災害訓練の充実

(上下水道局)

③避難所生活での感染症の流行等やエコミークラス症候群等の疾患への対策の推進〔再掲:2-2-②〕

避難所生活でのノロウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症(いわゆるエコミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

[主な取組]

- ◇継続した避難者の健康状態のチェックと、手洗い、うがい、マスク着用の 推奨
- ◇トイレ環境の向上対策の検討
- ◇エコミークラス症候群対策の周知及び予防運動の先導
- ◇心の健康状態を把握し、要援護者への早期介入と継続的な介入
- ◇避難所生活が長期化した場合の保健師等派遣要請や受入体制の整備

(市民健康部)

【関連個別事業】

- 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)
- 下水道ストックマネジメント事業

2-8 国内外からの観光客等が適切な情報を得ることができないことによる混乱、また、避難施設の不足及び水・食料等の供給不足

①一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄

滞在先を失った国内外からの観光客等の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の供給体制を整備する。

[主な取組]

- ◇滞在先を失った国内外からの観光客等の受け入れに必要な一時滞在施設の確保

(防災危機管理室、文化観光部)

②情報伝達システムの整備

滞在先を失った国内外からの観光客等に対する情報伝達と避難行動を確保するため、平時の情報伝達システムの多様化を図る。

[主な取組]

◇情報伝達システムの多様化・確実化を図る。

◇災害時における通訳ボランティアの確保や、県と連携を図りながら、外国人への支援体制を整備する。

(防災危機管理室、総務部、文化観光部)

【関連個別事業】

■災害対策活動費

2-9 災害発生時における斜面市街地等での狭隘な道路や階段が多いことによる避難困難者や、消防・救急活動の阻害

①住宅・建築物の耐震化〔再掲：1-1-①〕

住宅・建築物の倒壊により道路交通が阻害され、消防・救急活動等の障害発生を防ぐため、住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策)を推進する。

[主な取組]

◇住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修設計・耐震改修工事等に要する費用の一部助成等

◇宅地のがけ災害対策工事に要する費用の一部補助

◇ブロック塀等の除却に要する費用の一部助成等

(建築部)

②道路の改良

斜面市街地の狭隘な道路の拡幅や新設については、土地の確保等について地元住民との協働により、道路の確保を図る。

[主な取組]

◇住宅の耐震診断、耐震改修に対する助成等車みち整備事業

(土木部)

③空き家対策

空家の維持管理や解体除却は所有者により行われることが原則であり、所有者による適切な管理を促すため、空家の実態把握や必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。

[主な取組]

◇老朽危険空き家除却費補助金

◇老朽危険空き家対策事業

◇行政代執行等

(建築部)

④立地適正化計画による安全・安心な場所への居住誘導〔再掲:1-5-⑤〕

立地適正化計画で定めた居住誘導区域に居住を誘導することで安全で暮らしやすい都市づくりを進める。

(まちづくり部)

【関連個別事業】

- 老朽危険空き家除却費補助
- 老朽危険空き家対策事業
- 緊急安全代行措置
- 行政代執行
- 略式代執行
- ブロック塀等除去費補助
- 宅地のがけ災害対策費補助
- 安全・安心住まいづくり支援事業(木造戸建住宅耐震化事業)
- 【車みち整備事業】西山7号線ほか31線 L=4,200m
- 【法指定通学路の歩道整備】:一般国道202号(福田本町)/一般国道202号(長崎駅前)/主要地方道野母崎宿線(野母)/一般国道昭和馬町線(馬町)/一般国道206号線(琴海パーキング)/主要地方道東長崎長与線(間の瀬工区)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①公共施設の耐震化〔再掲:1-1-②〕

公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

[主な取組]

- ◇市庁舎の建替え
- ◇市有施設の耐震化
- ◇学校及び市有施設のブロック塀の撤去又は改修

(市有施設等を所管する担当部局)

②電力供給遮断時の電力確保〔再掲:2-2-③、6-1-①〕

電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システムの導入を推進する。

[主な取組]

- ◇市庁舎の建替え
- ◇備品等(非常用発電機等)の活用による電力確保
- ◇連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討
- ◇太陽光発電システムと蓄電池導入
- ◇災害協力協定の活用による発電機等の確保

(防災危機管理室、環境部)

③BCPの見直し等

業務継続体制を強化するため、市の各業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を図る。

[主な取組]

- ◇業務継続計画に基づく訓練の実施
- ◇業務継続計画の継続的な見直し
- ◇災害訓練時におけるBCP実効性の確認
- ◇受援体制の強化

(全部局)

④長崎市 WAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

長崎市役所 WAN 及び基幹系ネットワークにおける、障害や災害等による業務停止を防止するため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

[主な取組]

- ◇機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等の実施
- ◇長崎市役所 WAN ネットワークの再整備

(総務部)

【関連個別事業】

- 市有財産耐震化推進費
- 建物等維持補修費
- 夜間景観整備事業
- 誘導案内サイン整備事業
- 新市庁舎建設事業
- 災害対策活動費

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止

①情報通信機能の耐災害性の強化等

情報通信の麻痺・長期停止時にも、防災情報等を市民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

[主な取組]

- ◇非常用発電設備・電源設備の維持管理
- ◇備品等(非常用発電機等)の活用による電力確保
- ◇連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討
- ◇衛星携帯電話及びIP無線機の配備・運用

- ◇長崎市ホームページのサーバーの分散、文字情報ベースの災害モードへの切り替え
- ◇災害協力協定の活用による発電機等の確保

(防災危機管理室、秘書広報部、総務部、環境部)

【関連個別事業】

- インターネット情報発信費
- 災害対策活動費

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①情報伝達手段の多様化等〔再掲:1-6-①〕

全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線の他、防災メールやテレビのデータ放送など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

〔主な取組〕

- ◇SNSの活用など、新たな情報伝達手段の導入検討

(防災危機管理室、秘書広報部)

【関連個別事業】

- インターネット情報発信費
- 災害対策活動費
- 防災行政無線維持管理費

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

①サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策等の推進

道路施設等が被災し、サプライチェーンが寸断されることに伴う、企業活動等の停滞を防ぐため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進する。

〔主な取組〕

- ◇橋りょう・道路ストックの定期点検、適切な修繕による長寿命化

(土木部、各総合事務所)

②企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等

中小企業者における事業継続力強化計画(BCP)の策定や、事業継続マネジメント(BCM)の構築に向けた取組みへの支援情報の周知・広報を行う。

また、商工会、商工会議所による事業継続力強化支援計画を長崎市と共同で策定する。

〔主な取組〕

- ◇中小企業におけるBCP策定支援情報等の周知・広報
- ◇商工会、商工会議所との連携による中小企業、小規模事業者によるBCP策定や、事業継続力強化に向けた取組みへの支援

(商工部)

③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路について、本市の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

〔主な取組〕

◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進

(土木部)

④無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

〔主な取組〕

◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

⑤災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害及び土砂災害などへの対策等を進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

また、迂回路として活用できる農道等について、道路管理者間で幅員、通行可能荷重等の情報共有を進める。

〔主な取組〕

◇複数輸送ルートの確保

◇橋りょう、市道及びトンネルに係る道路台帳の補正・情報共有

(土木部、水産農林部)

⑥中小企業に対する災害時の金融支援措置

中小企業信用保険法の特例措置など、国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するための適切な措置を講じる。

〔主な取組〕

◇金融相談体制の充実

◇融資制度の周知

(商工部)

【関連個別事業】

■【補助】道路新設改良事業費(社会資本整備総合交付金)道路構造物等補強

■【補助】道路新設改良事業費 合併地区道路等整備事業費

- 【道路新設改良事業】:江平浜平線/中川鳴滝 3 号線/虹が丘町西町 1 号線/相川町四杖町 1 号線 /清水町白鳥町 1 号線/土井首町磯道町線/川上町出雲線/大橋町赤迫 1 号線
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】:長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)
- 幹線道路(国県道)の供用延長:一般国道 34 号(新日見トンネル)/一般国道 499 号(栄上拡幅)/一般国道 499 号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道 324 号(滑川地区)/都市計画道路 滑石町線(大神宮工区)
- 【無電柱化】:一般国道 499 号電線共同溝事業/一般国道 206 号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線 /一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町 1 号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)
- 水産業費負担金(県施行事業費負担金)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

①燃料供給ルート整備等

燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。

また、被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

[主な取組]

- ◇緊急物資等の海上輸送拠点となる港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備
- ◇長崎市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などの強化
- ◇集積・備蓄拠点周辺道路の拡張

(防災危機管理室、土木部)

②無電柱化等〔再掲:1-1-⑦、1-3-⑥、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

- ◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

【関連個別事業】

- 【道路新設改良事業】 江平浜平線/中川鳴滝 3 号線/虹が丘町西町 1 号線/相川町四杖町 1 号線 /清水町白鳥町 1 号線/土井首町磯道町線/川上町出雲線/大橋町赤迫 1 号線
- 災害対策活動費
- 【無電柱化】:一般国道 499 号電線共同溝事業/一般国道 206 号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り

線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線/一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①危険物施設の安全対策等の強化〔再掲:6-1-③、7-2-①〕

危険物施設における、大量の危険物の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定める。

[主な取組]

- ◇浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合の推進
- ◇予防規程に定める災害時の対応等の必要に応じた見直し

(消防局、環境部)

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化〔再掲:6-1-④、7-2-②、7-5-①〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材等の整備を行う。

[主な取組]

- ◇事業所及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施
- ◇資機材等の整備

(消防局)

【関連個別事業】

- 危険物施設の予防査察及び消防訓練の実施

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

①輸送ルートの確保

陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備や海上輸送拠点である港湾の第一線防波堤の耐波性の強化を着実に推進するとともに、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、航路啓開計画の策定、燃料等確保のための関係業界への協力要請や海上コンテナ輸送航路の臨時開設のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

[主な取組]

- ◇輸送施設(臨港道路)における橋梁の耐震化(県管理 長崎漁港)
- ◇港湾改修・海岸対策等事業

(商工部、水産農林部、まちづくり部)

②漁港の老朽化対策

漁港施設において、機能保全計画に基づき、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化対策を推進する。

[主な取組]

- ◇日常点検、定期点検の実施
- ◇対策工事の実施

(水産農林部)

【関連個別事業】

- 港湾改修・海岸対策等事業
- 【補助・漁港事業】水産物供給基盤機能保全事業
- 水産業費負担金(県施行事業費負担金)

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

①緊急輸送機能の整備

道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等の着実な進捗を図る。

[主な取組]

- ◇緊急物資等の海上輸送拠点となる港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備
- ◇道路斜面等の要対策箇所の対策
- ◇市街地等(国・県道)の幹線道路の無電柱化
- ◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進

(土木部)

②都市交通系の整備

都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、引き続き都市幹線道路網の形成を推進する。

(土木部、まちづくり部)

③災害時等対応マニュアルの整備

災害発生時には道路啓開が必要となるため、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。

(土木部)

【関連個別事業】

- 【道路新設改良事業】江平浜平線/中川鳴滝3号線/虹が丘町西町1号線/相川町四杖町1号線 /清水町白鳥町1号線/土井首町磯道町線/川上町出雲線/大橋町赤迫1号線
- 【都市計画道路事業】:常盤町大浦元町線(椎の木工区) L=1,420m、新地町稲田町線 L=400m、道の尾駅前線 L=200m、大黒町恵美須町線 L=110m、銅座町松が枝町線(銅座工区) L=420m、片淵線(新大工工区) L=270m

■都市計画道路東長崎縦貫線

■【無電柱化】:一般国道 499 号電線共同溝事業/一般国道 206 号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線 /一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町 1 号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)

■【高規格・地域高規格道路の供用延長】:長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)■幹線道路(国県道)の供用延長:一般国道 34 号(新日見トンネル)/一般国道 499 号(栄上拡幅)/一般国道 499 号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道 324 号(滑川地区)/都市計画道路:滑石町線(大神宮工区)

5-6 食料等の安定供給の停滞

①備蓄物資の供給体制等の強化〔再掲:2-1-④、9-1-⑤〕

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

[主な取組]

- ◇協定締結事業所との情報伝達訓練の実施
- ◇災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し
- ◇各総合事務所管内の人口割に応じた備蓄
- ◇全国市長会と特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの協定に基づく、支援物資及び運送手段等の調整
- ◇受援体制の強化

(防災危機管理室、総務部、市民健康部)

②緊急物資の輸送体制の構築

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

[主な取組]

- ◇各種団体との協定や連携の強化
- ◇備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などの強化
- ◇集積・備蓄拠点周辺道路の拡張
- ◇物資の集積場所の選定、見直し

(防災危機管理室、土木部、市民健康部)

③漁港の機能保全

本市管理漁港における、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める。

[主な取組]

◇機能保全計画の策定及び機能保全工事の実施(漁港施設)

◇長寿命化計画の策定及び老朽化対策工事の実施(海岸保全施設)

(水産農林部、各総合事務所)

【関連個別事業】

■【単独】漁港施設小規模改良事業費 漁港(総合事務所)

■災害対策活動費

■【補助・漁港事業】水産物供給基盤機能保全事業

■【補助・海岸事業】農山漁村地域整備交付金 海岸堤防等老朽化対策

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

①電力供給遮断時の電力確保[再掲:2-2-③、3-1-②]

電力供給遮断等の非常時のために、非常用発電機やその燃料を確保するとともに、太陽光発電システム及び蓄電池の導入を推進する。

[主な取組]

◇備品等(非常用発電機等)の活用による電力確保

◇連続運転時間及び機能の拡大に向けた検討

◇市民、事業所による太陽光発電システム及び蓄電池導入への補助

◇災害協力協定の活用による発電機等の確保

(防災危機管理室、環境部)

②再生可能エネルギー等の導入推進

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムと一体となった蓄電池の導入を推進する。

[主な取組]

◇市民、事業所による太陽光発電システム及び蓄電池導入への補助

◇太陽光発電システムや蓄電池の普及啓発

(環境部)

③危険物施設等の安全対策等の強化[再掲:5-3-①、7-2-①]

危険物施設における、大量の危険物の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定める。

[主な取組]

- ◇浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合の推進
- ◇予防規程に定める災害時の対応等の必要に応じた見直し

(消防局)

④危険物施設等の災害に備えた消防力の強化〔再掲:5-3-②、7-2-②、7-5-①〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材等の整備を行う。

[主な取組]

- ◇事業所及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施
- ◇資機材等の整備

(消防局)

⑤無電柱化等〔再掲:1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-4-②〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

- ◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

【関連個別事業】

- 【無電柱化】:一般国道 499 号電線共同溝事業/一般国道 206 号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線/一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町 1 号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町 1 号線(尾上町～尾上町)/尾上町 2 号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町 1 号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町 1 号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町 1 号線(八千代町～宝町)/尾上町 1 号線(尾上町～上町)
- 危険物施設の予防査察及び消防訓練の実施
- 災害対策活動費

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

①水道施設の耐震化〔再掲:2-1-①〕

水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

[主な取組]

- ◇水道管路の耐震化の推進
- ◇水道施設の耐震化の推進

(上下水道局)

【関連個別事業】

- 生活基盤施設耐震化交付金事業
- 水道施設耐震化事業(老朽管・水道施設)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①汚水処理施設の耐震化、下水道 BCP の実効性向上〔再掲:2-7-②〕

汚水処理施設の被災時に、疫病・感染症等の発生を防ぐため、汚水処理施設の耐震化を推進するとともに、長崎市上下水道局公共下水道業務継続計画(下水道 BCP)の継続的な見直しや訓練を実施する。

〔主な取組〕

- ◇老朽化対策に併せた汚水管路及び汚水処理施設の耐震化の推進
- ◇下水道 BCP の継続的な見直しや災害訓練の充実

(上下水道局)

②し尿処理施設の防災対策の強化

し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める。

〔主な取組〕

- ◇災害等でし尿処理施設が破損した場合の相互支援
- ◇災害協力協定の活用による仮設トイレ等の確保

(環境部)

【関連個別事業】

- 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)
- 下水道ストックマネジメント事業

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲:1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路について、本市の供用率は全国平均に対して遅れているため、整備を促進する。

〔主な取組〕

- ◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進

(土木部)

②無電柱化等〔再掲:1-1-⑦、1-3-⑥、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤〕

電柱の倒壊に伴い道路交通が阻害され、避難時の障害になることを防ぐため、倒壊した

電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進める。

[主な取組]

◇無電柱化の推進

(土木部、各総合事務所)

【関連個別事業】

- 【道路新設改良事業】:江平浜平線/中川鳴滝3号線/虹が丘町西町1号線/相川町四杖町1号線 /清水町白鳥町1号線/土井首町磯道町線/川上町出雲線/大橋町赤迫1号線
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】:長崎南北幹線道路(長崎市茂里町~時津町)/西彼杵道路(大串~日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎~長崎芒塚間)
- 幹線道路(国県道)の供用延長:一般国道34号(新日見トンネル)/一般国道499号(栄上拡幅)/一般国道499号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町~江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道324号(滑川地区)/都市計画道路 滑石町線(大神宮工区)
- 【無電柱化】:一般国道499号電線共同溝事業/一般国道206号電線共同溝事業/(都)長崎駅中央通り線/長崎駅西口歩行者専用道路/長崎駅中央通り線/長崎駅東通り線/(都)トランジットモール線/一般県道長崎式見港線電線共同溝事業/八千代町尾上町1号線(尾上町~尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町~尾上町)/尾上町2号線(尾上町~尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町~稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町~尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町~宝町)/尾上町1号線(尾上町~上町)

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶

①水資源の有効利用等

現行の用水供給整備水準を超える湧水等に対応するため、配水管・給水管の漏水防止対策等の強化を図るとともに、水資源の有効利用等の取組を推進する。配水管や給水管の漏水調査を行い、漏水箇所の早期発見、早期解消に努めることにより有効率の向上を図る。

[主な取組]

◇配水管・給水管の漏水防止対策等の強化

(上下水道局)

②水資源関連施設等の整備

安定した水供給を行うため水資源関連施設等の整備を促進する。

[主な取組]

◇水資源関連施設等の維持管理の徹底

(上下水道局)

【関連個別事業】

- 漏水防止対策事業

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①消火・救助活動能力の強化

火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があるため、施設や資機材、消防水利等の強化を図る。

[主な取組]

◇消防の施設、資機材等の充実強化

◇消防水利の充実強化

◇消防局と長崎みなとメディカルセンターの合同での多数傷病者事故対応訓練の実施
(消防局)

②土地区画整理事業等の推進〔再掲 1-2-②〕

住宅密集地や市街地の大規模火災による、多数の死傷者の発生を抑えるため、土地区画整理事業を施行し、密集市街地等における災害に強いまちづくりを推進する。

[主な取組]

◇土地区画整理事業の推進

◇斜面市街地再生事業の推進

◇地震時等に著しく危険な密集市街地の解消

(まちづくり部、中央総合事務所)

③都市公園事業の推進

市街地での大規模火災の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る。

[主な取組]

◇都市公園等の整備によるオープンスペースの確保

◇公園施設等の点検、適切な修繕による長寿命化

(土木部、各総合事務所、まちづくり部)

【関連個別事業】

■【補助】公園等施設整備事業費 都市公園

■斜面市街地再生事業：江平地区/稲佐・朝日地区/北大浦地区/南大浦地区/水の浦地区/立神地区/立山地区

■東長崎地区都市基盤施設整備事業

■長崎駅周辺土地区画整理事業

■東長崎平間・東地区土地区画整理事業

■消防庁舎及び消防団格納庫の建替え及び大規模改修の実施

■消防車両及び資機材の代替え更新

■消防水利の整備

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①危険物施設の安全対策等の強化〔再掲:5-3-①、6-1-③〕

危険物施設における、大量の危険物の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定める。

[主な取組]

- ◇浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合の推進
- ◇予防規程に定める災害時の対応等の必要に応じた見直し

(消防局、環境部)

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化〔再掲:5-3-②、6-1-④、7-5-①〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、事業所及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材等の整備を行う。

[主な取組]

- ◇事業所及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施
- ◇資機材等の整備

(消防局)

【関連個別事業】

- 危険物施設の予防査察及び消防訓練の実施

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①交通施設、沿線・沿道建物の耐震化〔再掲:1-1-④〕

港湾、鉄道等の交通施設及び緊急輸送道路沿道建築物の複合的倒壊等による多数の者の避難や応急対応に障害が生じることを防ぐため、住宅・建築物安全ストック形成事業(交通施設及び沿線・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化)を推進する。

[主な取組]

- ◇避難港の耐震化
- ◇民間の緊急輸送道路沿道建築物に係る耐震診断及び耐震改修設計に要する費用の一部助成等
- ◇流通拠点漁港における耐震強化岸壁の整備(県管理 長崎漁港)
- ◇港湾改修・海岸対策等事業

(まちづくり部、水産農林部、建築部)

②路面電車・バスの安全確保のための施設整備〔再掲:1-1-⑤〕

施設の倒壊等による路面電車・バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化した電車停留場やバス停留所の上屋などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

[主な取組]

◇電車停留場及びバス停上屋の整備・改修

(まちづくり部)

【関連個別事業】

- 民間建築物耐震化推進費補助
- JR長崎本線連続立体交差事業
- 九州新幹線西九州ルート建設事業
- 港湾改修・海岸対策等事業
- 水産業費負担金(県施行事業費負担金)

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①ダムの補強対策等の促進

ダム機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づき、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行うよう管理者である県へ要請する。

また、ダム等における、堤体の決壊等に伴う下流域への洪水被害を抑えるため、補強の必要な施設については対策を促進する。

水道専用ダムについては適切なダム管理を行うため、計測設備類の整備を行う。

[主な取組]

◇ダム等の点検や関連施設の老朽化対策の要請

(上下水道局、水産農林部)

【関連個別事業】

- 長崎水害緊急ダム事業(浦上ダム)
- ダム堰堤改良事業
- ダム情報基盤総合整備事業
- 農村地域防災減災事業

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

① 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化〔再掲：5-3-②、6-1-④、7-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、事業及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材等の整備を行う。

[主な取組]

◇事業所及び関係機関との連携を図った消防訓練の実施

◇資機材等の整備

(消防局)

②有害物質の流出対策等の推進

有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する。

[主な取組]

◇マニュアルの継続的な見直し

(環境部)

【関連個別事業】

■危険物施設の予防査察及び消防訓練の実施

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①農地浸食防止対策の推進

豪雨による農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策及び農地荒廃の防止・解消等を推進する。

[主な取組]

◇豪雨に対する農業用排水施設整備の推進

◇農地の継続利用につながる取組みの推進

(水産農林部)

②適切な森林整備

大規模な森林被害を防ぐため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

[主な取組]

◇間伐の実施及び伐採跡地の再造林等の適切な森林整備の推進

(水産農林部)

③治山事業の促進〔再掲：1-5-②〕

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

[主な取組]

◇治山事業の実施について県と連携し促進

(水産農林部)

④鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林業被害による、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や、捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

[主な取組]

◇鳥獣被害防止に関する研修会等の実施

◇ワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵の導入推進

◇猟友会等の捕獲活動支援や捕獲従事者の確保

(水産農林部)

【関連個別事業】

- 森林・山村多面的機能発揮対策事業費
- 【補助】山林整備事業費・公有林(合板・製材生産性強化対策事業、林業・木材産業成長産業化促進対策事業)
- 有害鳥獣対策費
- 鳥獣害防止総合支援事業(協議会)

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

①情報発信経路

災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行い、情報発信経路の維持に努める。

(防災危機管理室、秘書広報部)

【関連個別事業】

- インターネット情報発信費

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理計画の適正な運用

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための体制や処理方法など基本的事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定のうえ継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

[主な取組]

◇ 災害廃棄物処理計画の策定及び必要な見直し

(環境部)

②ストックヤード(仮置場)の確保

災害廃棄物を住民が直接持ち込むことができるように、一次仮置場を被災区域内又はその隣接地に開設し、二次仮置場(一次仮置場等から運搬された災害廃棄物を、最終処分までの間、保管・破碎・選別する)も確保する必要があることから、候補地を設定しておく。

[主な取組]

◇ 災害廃棄物処理計画に基づく仮置場候補地の継続的な見直し

(環境部)

③災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、長崎県をはじめとする他自治体及び長崎県産業資源循環協会等の関係団体との協定のもと、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

[主な取組]

◇関係機関との災害廃棄物処理等にかかる協力体制の実効性向上

(環境部)

【関連個別事業】

■ごみ収集委託費

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成

道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

[主な取組]

- ◇工事稼働の平準化
- ◇月1回2連休キャンペーン実施の推進
- ◇工事契約に対する余裕期間制度の導入

(理財部)

【関連個別事業】

特になし

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①コミュニティ強化の支援

災害時の市民の対応力を向上するため、自治会や地域コミュニティ連絡協議会などの地域の団体の活動支援のほか、自主防災組織による地域防災マップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり等の取組の充実を図る。

[主な取組]

- ◇自主防災組織による防災活動の取組促進や、地区別防災研修会の開催
- ◇地域防災マップ作成の促進
- ◇地域コミュニティ連絡協議会の設立支援・運営支援
- ◇自治会活動の手引きの作成及び自治会長への配布
- ◇新任自治会長等を対象とした自治会活動研修会の実施

(防災危機管理室、企画財政部、市民生活部、消防局、各総合事務所)

②ボランティア支援

大規模自然災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県や社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行うことで受援体制を強化する。

(防災危機管理室、市民生活部)

③避難訓練

学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練や研修等をとおして、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に安全に避難する態度や能力を育成する。

(各総合事務所、教育委員会)

【関連個別事業】

- 学校防災リーダー養成講座
- 安全教育推進研修会
- 地域の防火防災訓練の実施
- 災害対策活動費
- 自主防災組織活動費
- 地域防災マップ作成費
- 地域コミュニティ推進事業費
- 地域コミュニティ推進交付金

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①復旧・復興体制整備

施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係する必要があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。

(土木部)

②地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る。

[主な取組]

◇地籍調査

(まちづくり部)

③幹線等の耐震化

地震、津波等による幹線等の分断に備え、緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面对策推進、主要な駅の耐震対策促進、耐震強化岸壁の整備促進を図るとともに、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に検討を行い、国・県等と連携して総合的に取組みを進める。

(土木部、まちづくり部)

【関連個別事業】

- JR 長崎本線連続立体交差事業
- 九州新幹線西九州ルート建設事業
- 地籍調査事業
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】：長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)
- 幹線道路(国県道)の供用延長：一般国道 34 号(新日見トンネル)/一般国道 499 号(栄上拡幅)/一般国道 499 号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道 324 号(滑川地区)/都市計画道路 滑石町線(大神宮工区)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①液状化現象に係る市民への周知

大規模地震が発生した場合、液状化現象による物的被害を防止するため、市民へ、液状化現象及び液状化現象への備えについて周知を図る。

[主な取組]

- ◇液状化現象及び液状化現象への備えや、長崎県地震等防災アセスメント調査に基づき長崎県が示す「一般的に指摘される液状化現象の可能性程度の傾向を示す情報」のホームページによる周知

(建築部)

【関連個別事業】

特になし

8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

①拠点避難所の整備〔再掲：2-2-⑥〕

大規模地震等により多くの建物や宅地が被災した場合、多くの避難者が公営住宅や仮設住宅等に入居するまでの長期間、慣れない環境での避難所生活を強いられ、避難環境の改善が課題となっている。このため、その対策として、避難者の健康面や衛生面などに配慮し、長期の避難所生活に対応できるよう環境・設備を備えた拠点避難所を整備する。

[主な取組]

- ◇窓ガラスの地震等対策、非常用発電機等(収納庫含)の整備
- ◇空調・シャワー・洋式トイレ・調理設備の整備
- ◇多目的トイレの整備

(防災危機管理室)

②関係機関との情報共有及び連携

大規模地震等により建物及び宅地が被災した場合、余震等による建物の倒壊、建物の部材の落下等といった二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行う。

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に係る活動を迅速かつ的確に実施し被災地住民の安全を確保することを目的として、長崎県、県内 21 市町及び関係団体で組織された「長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会」に基づき、同判定に係る活動を推進する。

[主な取組]

- ◇被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等に係る資格取得及び講習会の実施や研修への参加
- ◇全都道府県等の参加による被災建築物応急危険度判定に係る連絡訓練の実施
- ◇他県被災地からの同判定活動に係る支援要請等への対応
- ◇被災した場合における情報共有及び同判定活動の実施のための連携
- ◇事前の同判定活動に係る対策準備

(建築部)

【関連個別事業】

- 【単独】拠点避難所整備事業費

8-7 災害等による貴重な文化財等の損壊、喪失等により、長崎らしさが失われる事態

①文化財の災害予防対策の推進

文化財建造物は「長崎らしさ」の象徴であり、復興時の市民の精神的安定を支えるものでもあることから、その損壊・喪失を防ぐため、文化財の防災に関する各種ガイドライン等に基づき、文化財建造物の耐震対策や防火対策を一層推進する。

また、公開活用が行われている文化財建造物が多いことから、災害発生時の人的被害を軽減するため、文化財所有者、地域住民、関係機関と連携して、文化財防火デーなどにおける防災訓練を継続的に実施し、文化財の災害対応力を向上させる。

さらに、「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引」に基づき、収蔵・保管、公開・展示の各面において、被害を最小限に止める災害予防対策を推進する。

(文化観光部、原爆被爆対策部、消防局)

②被災文化財等への対応体制整備の推進

災害発生時に被災文化財への対応について関係する行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における埋蔵文化財も含めた文化財の紛失、盗難、破損、滅失等が発生しないよう対策を検討する。

また、被災文化財の修理・修復等が迅速かつ円滑に行われるよう、文化財の保存記録(アーカイブ)を推進する。

(文化観光部、原爆被爆対策部、上下水道局)

【関連個別事業】

- 文化財防火デーに伴う予防査察及び消防訓練の実施
- 【補助】文化財保存整備事業費
 - ・国指定重要文化財旧長崎英国領事館(保存修理、耐震補強)
 - ・国指定重要文化財旧グラバー住宅(保存修理、耐震補強)
 - ・国指定重要文化財旧オルト住宅(保存修理、耐震補強)
- 【補助】文化財保存整備事業費補助金
- 【単独】文化財保存整備事業費補助金
- 重要文化財旧長崎英国領事館保存活用計画策定費

- 文化財等3D計測事業
- 【補助】耐震化推進事業費
 - ・自由亭(保存修理、耐震補強)
 - ・旧長崎高商表門衛所(保存修理、耐震補強)
 - ・旧長崎地方裁判所長官舎(保存修理、耐震補強)
- 本河内水源地水道施設保存活用計画

9 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

①物資輸送ルートの確保〔再掲：5-4-①〕

陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備や海上輸送拠点である港湾の第一線防波堤の耐波性の強化を着実に推進するとともに、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、航路啓開計画の策定、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

[主な取組]

- ◇自衛隊や海上保安部と連携し輸送ルートの確保
- ◇県施行事業費負担金
- ◇全国市長会と特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの協定に基づき連携を図り、支援物資及び運送手段等の調整

(防災危機管理室、総務部、まちづくり部)

②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備

行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため高規格幹線道路等の重点的な整備、港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)着実な進捗を図る。

[主な取組]

- ◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進
- ◇物資の集積場所の選定・見直し

(防災危機管理室、土木部)

③耐災害性の強化

離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策(道路の防災、耐震対策、港湾までのアクセス性の向上等)を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。

また、電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。

[主な取組]

- ◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進
- ◇ライフライン事業者との連携
- ◇ライフラインの途絶時の代替手段の検討

(土木部、該当総合事務所、防災危機管理室、消防局)

④リダンダンシーの向上

半島における交通施設の災害対応力を強化するための、高規格幹線道路、地域高規格道路等の重点的な整備によるリダンダンシーの向上を着実に推進する。さらには、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の市道の強靱化を図る。

[主な取組]

- ◇長崎南北幹線道路・西彼杵道路、(都)長崎外環状線等道路の整備促進

(土木部、該当総合事務所)

⑤備蓄物資の供給体制等の強化〔再掲：2-1-④、5-6-①〕

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

[主な取組]

- ◇協定締結事業所との情報伝達訓練の実施
- ◇災害時における食糧等物資の供給協力協定の必要に応じた見直し
- ◇物資の受配送訓練の実施
- ◇各総合事務所管内の人口割に応じた備蓄
- ◇全国市長会と特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの協定に基づく、支援物資及び運送手段等の調整
- ◇受援体制の強化

(防災危機管理室、総務部、市民健康部)

⑥漁港の老朽化対策推進

漁港施設において、漁港機能保全計画に基づき、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化対策を推進する。

[主な取組]

- ◇日常点検、定期点検の実施
- ◇対策工事の実施

(水産農林部)

⑦災害廃棄物処理計画の適正な運用

災害廃棄物の広域処理に関する国及び県の検討状況について、情報共有を図りながら、海上輸送の大量輸送特性を活かした離島から本土への災害廃棄物輸送方策等について災害廃棄物処理計画を策定する。

[主な取組]

◇災害廃棄物処理計画の策定及び必要な見直し

(環境部)

【関連個別事業】

- 【補助道路新設改良事業費 道路構造物等補強
- 港湾改修・海岸対策等事業
- 【高規格・地域高規格道路の供用延長】：長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町)/西彼杵道路(大串～日並間)/九州横断自動車道(4車線化)(長崎～長崎芒塚間)
- 幹線道路(国県道)の供用延長：一般国道 34 号(新日見トンネル)/一般国道 499 号(栄上拡幅)/一般国道 499 号(岳路拡幅)/主要地方道野母崎宿線(飯香浦工区)/主要地方道長崎南環状線(新戸町～江川町工区)/主要地方道神ノ浦港長浦線(神浦向工区)/一般国道 324 号(滑川地区)/都市計画道路 滑石町線(大神宮工区)
- ごみ収集委託費
- 災害対策活動費
- 【補助・漁港事業】水産物供給基盤機能保全事業
- 【補助・海岸事業】農山漁村地域整備交付金 海岸堤防等老朽化対策
- 水産業費負担金(県施行事業費負担金)

第2節 指標

推進方針で示した本市の主な取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

なお、計画策定後においても、状況変化等に対応して、適切な目標値の見直しや新たな設定を行う。

No	指標名	基礎値	目標※1	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	72%(H15)	95%(R7)	1-1、2-9
2	多数の者が利用する建築物の耐震化率	70%(H18)	95%(R7)	1-1、2-9
3	高規格・地域高規格道路の供用延長	0%(R1)	100%(R10)	1-3、2-1、2-3、2-5、2-6、5-1、5-5、6-4、8-4、9-1
4	幹線道路(国県道)の供用延長	0%(R1)	100%(R10)	1-3、2-1、2-3、2-5、2-6、5-1、6-4、8-4、9-1
5	市街地等(市道)の無電柱化率※2	0%(H30)	100%(R2)	1-1、1-3、2-3、2-5、5-1、5-5、6-1、6-4
6	雨水管整備率	71.6(H26)	72.3%(R1)	1-4
7	居住誘導区域内の人口密度	69.2人/ha(H28)	60人/ha(R17)	1-5、2-9
8	車みち整備率	76.2%(R1) (3,200m/4,200m)	100%(R5)	2-9
9	基幹管路の耐震化率	37.6%(H26)	50%(R1)	6-2
10	コンクリート管の管更生率	14.9%(H26)	35.4%(R1)	6-3

※1 目標年度がR1となっている指標は、現在次期の個別計画を策定中。個別計画の策定が完了次第、目標値及び目標年度を修正予定。

※2 第7期無電柱化推進計画に掲載している7路線を対象としている【八千代町尾上町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)】

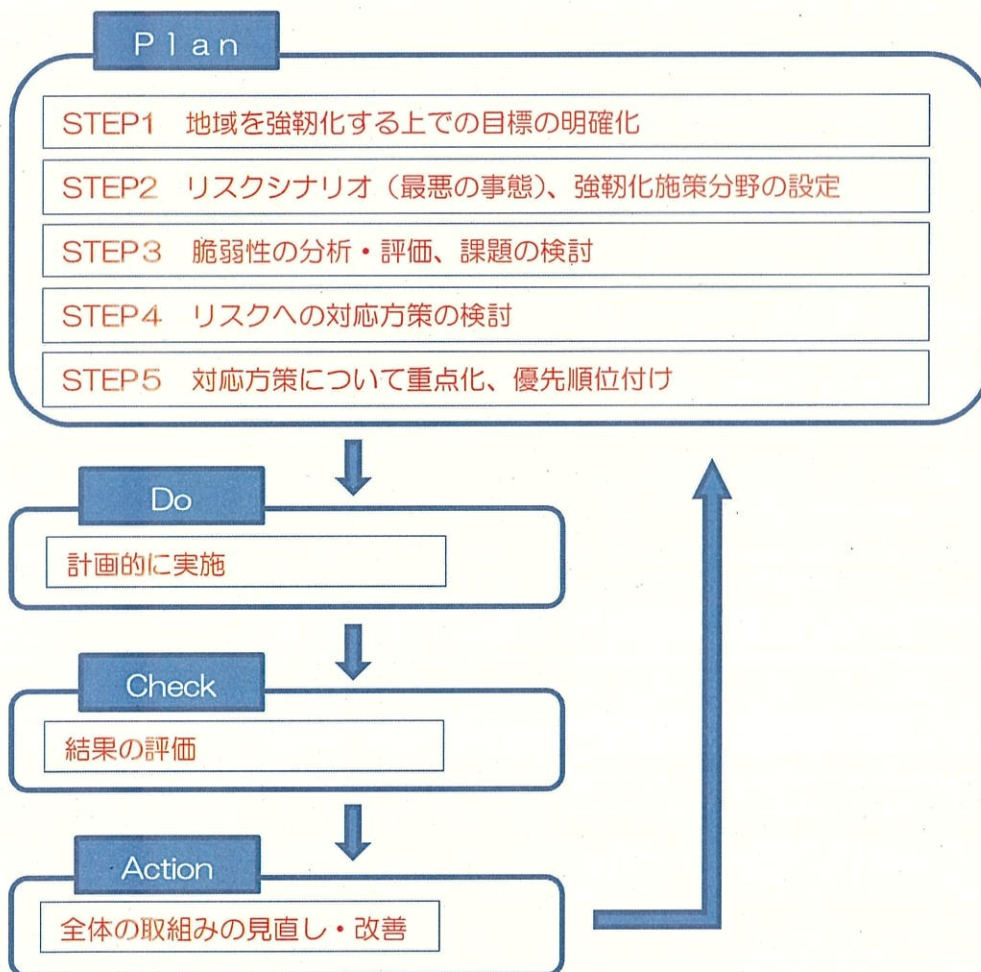
第6章 長崎市地域計画の推進

第1節 市の他の計画等の必要な見直し

長崎市地域計画は、地域の強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、長崎市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 長崎市地域計画の進捗管理

長崎市地域計画に係る施策を総合的、計画的に推進するため、その進捗管理を以下のPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。



第3節 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けをおこない、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。

国の基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして、45のプログラムを設定し、重点化すべき15のプログラムを選定している。

本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国及び県の計画における重点化すべきプログラムを参考に、過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、19の重点化すべきプログラムを選定した。

この19の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、取組みの一層の推進に努めるものとする。

重点化にあたっての視点

- (a)過去に経験した豪雨、台風、土砂災害等による被害の規模
- (b)離島・半島、斜面地等の地域特性
- (c)社会情勢、環境の変化(地域防災力の低下、インフラ老朽化、気候変動等)
- (d)緊急性(人命保護に直結、リスクの切迫性等)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ案)(44項目)		該当指標
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生【重点化】	d
	1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災【重点化】	d
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
	1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態【重点化】	a,d
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生【重点化】	a,d
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止【重点化】	b,d
	2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生【重点化】	b
	2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足【重点化】	d
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	

	実に確保する	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺【重点化】	b,d
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生	
		2-8	国内外からの観光客等が適切な情報を得ることができないことによる混乱、また、避難施設の不足及び水・食料等の供給不足【重点化】	b
		2-9	災害発生時における斜面市街地等での狭隘な道路や階段が多いことによる消防・救急活動の阻害【重点化】	b,d
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下【重点化】	d
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
		5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止【重点化】	b
		5-6	食料等の安定供給の停滞【重点化】	b,d
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止【重点化】	b
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態【重点化】	a,b
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶【重点化】	c
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	

		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響	
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態【重点化】	c
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態【重点化】	b,c
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
		8-7	災害等による長崎の文化財等の損壊, 喪失等により, 長崎らしさが失われる事態	
9	離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生【重点化】	b,c,d

第4節 プログラム推進上の留意点

プログラムは、部局横断的な施策の集まりであり、いずれも一つの部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する部局等において推進体制を構築して、各部局間で情報を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCA サイクルの実践を通じて、本市の財政状況等も勘案し、限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けて、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

【別表】 長崎市国土強靱化地域計画に関する脆弱性評価

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

①住宅・建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、住宅・建築物の倒壊などにより、大きな人的被害や物的被害が想定されるため、住宅(市営住宅を含む)・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。また、大規模地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進する必要がある。

(建築部)

②公共施設等の耐震化〔再掲:3-1-①〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

(市有施設等を所管する担当部局)

③多数の者が利用する建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、多数の者が利用する建築物の倒壊などにより、大きな人的被害や物的被害が想定されるため、多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物を所管する担当部局)

④交通施設、沿線・沿道建物の耐震化〔再掲:7-3-①〕

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び緊急輸送道路沿道建築物の複合的な倒壊などにより、多数の者の円滑な避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、耐震化が必要な交通施設及び沿線・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(まちづくり部、水産農林部、建築部)

⑤路面電車・バスの安全確保のための施設整備〔再掲:7-3-②〕

大規模災害が発生した場合、施設の倒壊等により、路面電車・バスの機能停止、死傷者の発生をはじめ、避難や応急対応にも障害が及ぶことが想定されるため、経年劣化した電車停留場やバス停留所の上屋などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

(まちづくり部)

⑥公共施設等の漏水対策

豪雨等により天井、外壁等からの漏水、敷地内法面、排水設備等からの雨水の流入があった場合、施設内機器の破損、電気系統のトラブルによる火災、人的被害が想定されるため、漏水流入における防止対策を推進する必要がある。

(市有施設等を所管する担当部局)

⑦無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

①防火対策の推進

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

(消防局、建築部)

②土地区画整理事業等の推進〔再掲：7-1-②〕

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、土地区画整理事業等を施行し、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(まちづくり部、中央総合事務所)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

①避難場所等の確保、避難所の耐震化等

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

(防災危機管理室、消防局、理財部、各総合事務所、教育委員会)

②海岸堤防等の老朽化対策の推進

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検等を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

(まちづくり部、水産農林部、各総合事務所)

③水門等の効果的な管理運用

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため県等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

(水産農林部、各総合事務所)

④津波避難対策等の住民周知等

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

(防災危機管理室)

⑤高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本市の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(土木部)

⑥無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

⑦漁港施設の静穏度確保及び海岸保全区域の越波対策

大規模地震等が発生した際に現状の漁港施設や海岸保全区域の施設では収まらない越波等による被害が想定されるため、漁港施設や海岸保全等の施設を新規に(又は(改良))整備する必要がある。

(水産農林部)

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①河川改修等の治水対策の推進

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、県により河道掘削、築堤等の整備が推進されているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため市においても、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修事業や公共下水道(雨水)の整備推進を図る必要がある。

(土木部、各総合事務所、上下水道局)

②防災情報の提供

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や長崎市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、現在、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川において、県が策定した浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを策定しているところであり、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民周知等のソフト対策を推進する必要がある。

(防災危機管理室、秘書広報部、各総合事務所)

③内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

(防災危機管理室、上下水道局)

1-5 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長年にわたり国土の脆弱性が高まる事態

①土砂災害対策の推進

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、県等と連携し、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

(各総合事務所)

②治山事業の促進〔再掲：7-6-③〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する必要がある。

(水産農林部)

③警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や長崎市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

(防災危機管理室、各総合事務所)

④地域防災力の向上と人材育成

土砂災害等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

(防災危機管理室、企画財政部、市民生活部、各総合事務所)

⑤立地適正化計画による安全・安心な場所への居住誘導〔再掲：2-9-④〕

長崎市特有の斜面市街地の地形的特性から土砂災害等が発生した場合、住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、予め、居住を安全な場所へ誘導する必要がある。

(まちづくり部)

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

①情報伝達手段の多様化等〔再掲：4-2-①〕

全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

(防災危機管理室、秘書広報部)

②道路情報提供装置の整備

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

(土木部)

③長崎市の人員確保・体制整備

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

(総務部)

④災害発生時の情報発信

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

(防災危機管理室、秘書広報部、文化観光部)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止

①水道施設の耐震化〔再掲：6-2-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

(上下水道局)

②物資輸送ルート確保

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

(土木部、各総合事務所)

③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本市の高規格幹線道路及び地域高規格道路等の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(土木部)

④ 備蓄物資の供給体制等の強化〔再掲：5-6-①、9-1-⑤〕

長崎市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(防災危機管理室、市民健康部)

⑤ 医療用資機材・医薬品等の供給体制の強化

長崎みなとメディカルセンターなど市内 3 箇所の災害拠点病院においては、大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県医薬品卸業組合、県医療機器協会、(一社)日本産業・医療ガス協会と県が協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備をしているが、県等関係機関との連携や調整等を強化し、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

(市民健康部)

⑥ 医療用資機材・医薬品等の備蓄

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、長崎みなとメディカルセンターなど二次救急医療や救命救急センターの機能を有する災害拠点病院において医療用資機材・医薬品等の備蓄をする必要がある。

また、初期救急については、被災状況に応じて市立診療所や「災害時協力病院」等に設置する救護所において、応急的な救護活動を行うために、医療従事者が迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

(市民健康部)

⑦ 応急給水体制の整備

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

(上下水道局)

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

① 避難場所等の確保、避難所の耐震化等

広域にわたる災害が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

(防災危機管理室、消防局、理財部、各総合事務所、教育委員会)

②避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進〔再掲：2-7-③〕

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

(市民健康部)

③電力供給遮断時の電力確保〔再掲：3-1-②、6-1-①〕

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

(防災危機管理室、環境部)

④避難所運営改善

避難所運営にあたっては、避難所のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮した避難所設営・運営マニュアルへ見直しを行い、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を行う必要がある。

(防災危機管理室、市民生活部)

⑤避難行動要支援者への支援

自力で避難所まで避難できない高齢者、障害者等の避難行動要支援者名簿は作成済みだが、情報共有できていない地域の避難支援等関係者がおり、一時避難及びその後の必要に応じた二次避難(福祉避難所)への避難支援が行き届かないことが想定されるため、自助・共助の意識を高める必要がある。

(防災危機管理室、福祉部、市民健康部、こども部、各総合事務所)

⑥拠点避難所の整備〔再掲：8-6-①〕

大規模地震等により多くの建物や宅地が被災した場合、多くの避難者が公営住宅や仮設住宅等に入居するまでの長期間、慣れない環境での避難所生活を強いられ、避難環境の改善が課題となっている。このため、長期滞在型の避難所を整備し、市民の安全を確保する必要がある。

(防災危機管理室)

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①孤立集落対策の推進

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等

の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

(各総合事務所、水産農林部)

②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③、6-4-①〕

医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー整備への支援が進められているが、そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。

(土木部)

③無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-5-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

2-4 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

①消防の体制等強化

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

(総務部、消防局)

②情報通信機能の耐災害性の強化

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(総務部、消防局)

③DMAT との連携〔再掲：2-6-②〕

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動を開始するために、市内3か所の災害派遣医療チーム(DMAT)による出動派遣ができるよう県との連絡調整を行う必要がある。

(市民健康部)

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶

①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③、6-4-①〕

医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー整備への支援が進められているが、そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。

(土木部)

②無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①医療救護活動の体制整備

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

(市民健康部)

②DMA との連携〔再掲：2-4-③〕

災害発生直後の急性期(概ね 48 時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、県に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請ができるよう連絡調整を行うとともに、派遣受入体制について整備しておく必要がある。

(市民健康部)

③EMIS の活用

医療機関等において、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)のさらなる活用を進める必要がある。

(市民健康部)

④災害対応マニュアルなどの見直し

市立診療所において、災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画(BCP)について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

(防災危機管理室、市民健康部)

⑤高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、5-1-③、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本市の高規格幹線道路及び地域高規格道路等の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(土木部)

⑥無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-③、5-1-④、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

2-7 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

①感染症の発生・まん延防止

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

(市民健康部、環境部)

②汚水処理施設の耐震化、下水道 BCP の実効性向上〔再掲：6-3-①〕

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがあるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、長崎市上下水道局公共下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)の継続的な見直しや訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

(上下水道局)

③避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進〔再掲：2-2-②〕

避難所生活でのノロウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行やトイレ等の住環境の悪

化、静脈血栓塞栓症(いわゆるエコミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

(市民健康部)

2-8 国内外からの観光客等が適切な情報を得ることができないことによる混乱、また、避難施設の不足及び水・食料等の供給不足

①一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄

滞在先を失った国内外からの観光客等の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の供給体制を整備する必要がある。

(防災危機管理室、文化観光部)

②情報伝達システムの整備

滞在先を失った国内外からの観光客等への情報伝達と避難行動を確保するため、防災に関する情報の多言語化を図り、平時の情報伝達システムの多様化を図る必要がある。

(防災危機管理室、総務部、文化観光部)

2-9 災害発生時における斜面市街地等での狭隘な道路や階段が多いことによる避難困難や、消防・救急活動の阻害

①住宅・建築物の耐震化〔再掲：1-1-①〕

斜面市街地については、狭隘な道路が多く、災害発生時に、消防・救急活動を阻害する恐れがあるため、道路の改善を図る必要がある。住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。

(建築部)

②道路の改良

家屋倒壊や大規模火災のリスクの高い土砂災害、地震災害発生時において、道路が狭く緊急車両が入れなくなる可能性が高い斜面地にある密集市街地の改善整備については、取組が進んでいるもののその解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の耐震化、不燃化により計画的な解消を図る必要がある。

(土木部)

③空き家対策

実数・割合とも増加している空き家のうち、老朽危険空家については、(地域の防災や安全に不安を与えていることに加え、)災害時には倒壊や火災の発生の恐れがあることから、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。

(建築部)

④立地適正化計画による安全・安心な場所への居住誘導〔再掲：1-5-⑤〕

長崎市特有の斜面市街地の地形的特性から土砂災害等が発生した場合、住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、予め、居住を安全な場所へ誘導する必要がある。

(まちづくり部)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①公共施設の耐震化〔再掲：1-1-②〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

(該当部局)

②電力供給遮断時の電力確保〔再掲：2-2-③、6-1-①〕

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システム及び蓄電池の導入が必要である。

(防災危機管理室、環境部)

③BCPの見直し等

業務継続体制を強化するため、長崎市の各業務継続計画(BCP)の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

(全部局)

④長崎市 WAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

長崎市役所 WAN 及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

(総務部)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止

①情報通信機能の耐災害性の強化等

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

(防災危機管理室、秘書広報部、総務部、環境部)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①情報伝達手段の多様化等〔再掲：1-6-①〕

全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

(防災危機管理室、秘書広報部)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

①サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策等の推進

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定されるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

(土木部、各総合事務所)

②企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント(BCM)の構築について、本市中小企業者の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

(商工部)

③高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲：1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③、6-4-①〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本市の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(土木部)

④無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-②、2-6-⑥、5-2-②、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

⑤災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

海・空の輸送ルートを実実に確保するため、地震、津波、水害及び土砂災害などへの対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

(土木部、水産農林部)

⑥中小企業に対する災害時の金融支援措置

大規模な災害の場合、中小企業者等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給する必要がある。

(商工部)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

①燃料供給ルート整備等

燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。

また、被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。

(防災危機管理室、土木部)

②無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-②、2-6-⑥、5-1-④、5-5-④、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報

共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①危険物施設の安全対策等の強化〔再掲、6-1-③、7-2-①〕

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を予防規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

(消防局、環境部)

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化〔再掲：6-1-④、7-2-②、7-5-①〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

(消防局)

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

①輸送ルートの確保

物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係機関の協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。

(商工部、水産農林部、まちづくり部)

②漁港の老朽化対策

離島航路を有する漁港において、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化が進んだものについては、対策工事が必要である。

(水産農林部)

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

①緊急輸送機能の整備

道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。

(土木部)

②都市交通系の整備

都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、都市幹線道路網の形成を推進する必要がある。

(土木部、まちづくり部)

③災害時等対応マニュアルの整備

災害発生時には道路啓開が必要となるため、必要な措置について国や県等の道路管理者と認識・共有を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。

(土木部)

④無電柱化等〔再掲：1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

5-6 食料等の安定供給の停滞

①備蓄物資の供給体制等の強化〔再掲：2-1-④、9-1-⑤〕

長崎市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(防災危機管理室、市民健康部)

②緊急物資の輸送体制の構築

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

(防災危機管理室、土木部、市民健康部)

③漁港の機能保全

本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

(水産農林部、各総合事務所)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

①電力供給遮断時の電力確保[再掲:2-2-③、3-1-②]

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムと一体となった蓄電池の導入が必要である。

(防災危機管理室、環境部)

②再生可能エネルギー等の導入推進

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する必要がある。

(環境部)

③危険物施設等の安全対策等の強化[再掲:5-3-①、7-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を予防規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

(消防局)

④危険物施設等の災害に備えた消防力の強化[再掲:5-3-②、7-2-②、7-5-①]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

(消防局)

⑤無電柱化等[再掲:1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

①水道施設の耐震化〔再掲:2-1-①〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(上下水道局)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①汚水処理施設の耐震化、下水道 BCP の実効性向上〔再掲:2-7-②〕

大規模地震等が発生した場合、汚水処理施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがあるため、汚水処理施設の耐震化を推進するとともに、長崎市上下水道局公共下水道業務継続計画(下水道BCP)の継続的な見直しや訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

(上下水道局)

②し尿処理施設の防災対策の強化

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

(環境部)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

①高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備〔再掲:1-3-⑤、2-1-⑤、2-3-②、2-5-①、2-6-⑤、5-1-③〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本市の高規格幹線道路及び地域高規格道路等の供用率は全国平均に対して遅れており、整備を促進する必要がある。

(土木部)

②無電柱化等〔再掲:1-1-⑦、1-3-⑥、2-3-②、2-6-⑥、5-1-④、5-2-②、6-1-⑤、6-4-②〕

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害

時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土木部、各総合事務所)

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶

①水資源の有効利用等

現行の用水供給整備水準を超える湧水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水道施設の漏水防止等の機能強化、水資源の有効利用等の取組を推進する必要がある。

(上下水道局)

②水資源関連施設等の整備

長崎市は、地形的に流域の保水能力が少ないため湧水の影響を受けやすく、昭和 53 年や平成 6 年に代表されるような長期におよぶ生活用水の供給制限が懸念される。

(上下水道局)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①消火・救助活動能力の強化

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力(施設・消防水利)の強化を図る必要がある。

(消防局)

②土地区画整理事業等の推進〔再掲 1-2-②〕

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、土地区画整理事業等を施行し、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(まちづくり部、中央総合事務所)

③都市公園事業の推進

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

(土木部、各総合事務所、まちづくり部)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①危険物施設の安全対策等の強化〔再掲：5-3-①、6-1-③〕

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を予防規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

(消防局、環境部)

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化〔再掲：5-3-②、6-1-④、7-5-①〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

(消防局)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①交通施設、沿線・沿道建物の耐震化〔再掲：1-1-④〕

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び緊急輸送道路沿道建築物の複合的な倒壊などにより、多数の者の円滑な避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、耐震化が必要な交通施設及び沿線・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(まちづくり部、水産農林部、建築部)

②路面電車・バスの安全確保のための施設整備〔再掲：1-1-⑤〕

大規模災害が発生した場合、施設の倒壊等により、路面電車・バスの機能停止、死傷者の発生をはじめ、避難や応急対応にも障害が及ぶことが想定されるため、経年劣化した電車停留場やバス停留所の上屋などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

(まちづくり部)

7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①ダム等の補強対策等の促進

ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダム等の機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画などにに基づき、より効果的・効率的なダム等の維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

(上下水道局、水産農林部)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

①危険物施設等の災害に備えた消防力の強化〔再掲：5-3-②、6-1-④、7-2-②〕

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

(消防局)

②有害物質の流出対策等の推進

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する必要がある。

(環境部)

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①農地浸食防止対策の推進

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策及び農地荒廃の防止・解消等を推進する必要がある。

(水産農林部)

②適切な森林整備

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(水産農林部)

③治山事業の促進〔再掲：1-5-②〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の必要性の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する必要がある。

(水産農林部)

④鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

(水産農林部)

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

①情報発信経路

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

(防災危機管理室、秘書広報部)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理計画の適正な運用

災害廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制や処理方法など基本的事項を災害廃棄物処理計画に定め、発生した災害の規模等に応じて具体的な処理方法等を決定し、推進する必要がある。

(環境部)

②ストックヤード(仮置場)の確保

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード(仮置場)を確保する必要がある。

(環境部)

③災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、長崎県をはじめとする他自治体及び長崎県産業資源循環協会等の関係団体との協定のもと、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

(環境部)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部における事業継続計画(BCP)策定・災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入

職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(理財部)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①コミュニティ強化の支援

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、地域の団体や個人のつながりづくりが必要がある。

本市においては、自治会や地域コミュニティ連絡協議会などの地域の団体の活動支援のほか、自主防災組織による地域防災マップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり等の取組を充実させる必要がある。

(防災危機管理室、企画財政部、市民生活部、消防局、各総合事務所)

②ボランティア支援

大規模自然災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくりを行う必要がある。

(市民生活部)

③避難訓練

児童生徒が災害や防災について理解し、自らの命を守るための行動ができるように育てる必要がある。

(各総合事務所、教育委員会)

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①復旧・復興体制整備

施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。

(土木部)

②地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。

(まちづくり部)

③幹線等の耐震化

地震、津波等による幹線等の分断に備え、緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面対策推進、主要な駅の耐震対策促進、耐震強化岸壁の整備促進が必要である。しかし、計

画規模を超える事態等では大規模な災害が発生することにより人的被害が発生するおそれがある。このため、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に検討を行うとともに、国・県等と連携して総合的に取り組みを進める必要がある。

(土木部、まちづくり部)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①液状化現象に係る市民への周知

大規模地震が発生した場合、地盤等の状況によっては液状化現象が発生し、建物等の沈下や傾斜等の被害が生じるおそれがあるため市民へ、液状化現象について周知を図る必要がある。

(建築部)

8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

①拠点避難所の整備〔再掲：2-2-⑥〕

大規模地震等により多くの建物や宅地が被災した場合、多くの避難者が公営住宅や仮設住宅等に入居するまでの長期間、慣れない環境での避難所生活を強いられ、避難環境の改善が課題となっている。このため、長期滞在型の避難所を整備し、市民の安全を確保する必要がある。

(防災危機管理室)

②関係機関との情報共有及び連携

大規模地震等により多くの建物や宅地が被災した場合、余震等による建物の倒壊、建物の部材の落下等といった二次被害が発生するおそれがあるため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に係る活動を迅速かつ的確に実施し市民の安全を確保する必要がある。

(建築部)

8-7 災害等による貴重な文化財等の損壊、喪失等により、長崎らしさが失われる事態

①文化財の災害予防対策の推進

文化財建造物は「長崎らしさ」の象徴であり、復興時の市民の精神的安定を支えるものでもあることから、その損壊・喪失を防ぐため、文化財の防災に関する各種ガイドライン等に基づき、文化財建造物の耐震対策や防火対策を一層推進する必要がある。

また、公開活用が行われている文化財建造物が多いことから、災害発生時の人的被害を軽減するため、文化財所有者、地域住民、関係機関と連携して、文化財防火デーなどにお

ける防災訓練を継続的に実施し、文化財の災害対応力を向上させる必要がある。

さらに、「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引」に基づき、収蔵・保管、公開・展示の各面において、被害を最小限に止める災害予防対策を推進する必要がある。

(文化観光部、原爆被爆対策部、消防局)

②被災文化財等への対応体制整備の推進

災害発生時に被災文化財への対応について関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における埋蔵文化財も含めた文化財の紛失、盗難、破損、滅失等が発生しないよう対策を検討する必要がある。

また、被災文化財の修理・修復等が迅速かつ円滑に行われるよう、文化財の保存記録(アーカイブ)を推進する必要がある。

(文化観光部、原爆被爆対策部、上下水道局)

9 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

①物資輸送ルート確保[再掲:5-4-①]

陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。離島半島を有する本市における港湾・漁港においては、陸上輸送の寸断に備えた防災拠点港の耐震化を推進する必要がある。

(防災危機管理室、総務部、まちづくり部)

②高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備

孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港湾施設の耐震・耐波性能の強化及び老朽化対策を着実に推進する必要がある。

また、離島・半島の緊急物資海上輸送拠点港における港湾施設の耐震化とともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。

(防災危機管理室、土木部)

③耐災害性の強化

島内の生活圏と港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応対策を検討する必要がある。

また、離島・半島の消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠

点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。

(土木部、該当総合事務所、防災危機管理室、消防局)

④リダンダンシーの向上

半島地域は、市中枢から離れた交通不便地にあり、物流・交通ネットワークとしては、陸上交通施設が主となっている。このため、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、道路の防災、震災対策、リダンダンシーの向上を進めているが、半島地域においては、地形的要因もあり、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。

(土木部、該当総合事務所)

⑤備蓄物資の供給体制等の強化〔再掲：2-1-④、5-6-①〕

長崎市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(防災危機管理室、総務部、市民健康部)

⑥漁港の老朽化対策推進

漁港施設において、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化が進んだものについては、対策工事が必要である。

(水産農林部)

⑦災害廃棄物処理計画の適正な運用

離島においては廃棄物の島内処理ができないため、本土への廃棄物輸送が再開されるまでの間、島内で仮置きする必要がある。

(環境部)

用語解説

か行

・業務継続計画(BCP)

BCPはBusiness Continuity Planの略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

・広域災害救急医療情報システム(EMIS)

EMISは、Emergency Medical Information Systemの略。災害時に被災した都道府県を越えて災害医療の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的として、厚生労働省が運営しているシステム。

さ行

・災害派遣医療チーム(DMAT)

DMATは、Disaster Medical Assistance Teamの略。医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期(おおむね48時間以内)の活動を担う。

・サプライチェーン

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称。

・事業継続マネジメント(BCM)

BCMは、Business Continuity Managementの略。業務継続計画(BCP)の策定から推進、見直しなど全体を管理すること。

・冗長性

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていることをいう。

・静脈血栓塞栓症

通称エコノミークラス症候群とも言われ、下肢に血栓ができて遊離し肺動脈を閉塞し状況によっては致死的な状況にもなりえる。

・ストックヤード

災害廃棄物を一時的に保管する場所。

・脆弱

脆くて弱い性質または性格のこと。

・全国瞬時警報システム(Jアラート)

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステム。

た行

どうろけいかい
・道路啓開

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

な行

・内水

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(人が住んでいる場所)にある水を「内水(ないすい)」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のこと。

は行

・ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図であり、土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

ら行

・リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

わ行

・WAN

Wide Area Network の略。遠隔地間で構築されるネットワークのこと。